はじめに

平成 23 年 8 月、障害者権利条約の締結に先立ち障害者基本法が改正されるなど、国内法令の整備が進められてきました。

また、平成 28 年6月の「児童福祉法」の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられるなど、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

このように、社会全体が共生社会の実現に向けて大きく変化する中、本市におきましても「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の策定にあたって、こうした障害者(児)を取り巻く環境の変化に対応するため、利用者やその家族、事業者等へのアンケートやヒアリング調査を実施し、計画の実施状況の確認、地域の実情等を踏まえて検討を重ねてまいりました。

本計画では「障害のある人が、その生涯にわたって個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくり」を基本理念とした障害者基本計画と調和を保ちながら、障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めるとともに、障害をお持ちの方もお持ちでない方も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の実現を目指してまいります。

むすびに、素案策定にご尽力いただきました西東京市地域自立支援協議会及び同計画策定 部会の委員の皆様をはじめ、策定過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の方々 並びに関係機関、事業所・団体等の皆様に心より深謝いたします。

平成 30 年 3 月

西東京市長九山浩一



目次

第1	章 計画の策定にあたって	. 1
1	計画策定の背景	. 1
	計画の期間章 西東京市の障害者をめぐる現状	
<i>7</i> 0 ∠ :	= ロネルルンは日日でのくるが以	. ,
1	障害者数の推移等	. 7
2	児童・生徒の状況	10
3	市内の障害福祉関連施設等の状況	12
4	アンケート調査結果概要	14
	(2)調査結果の概要	
5	ヒアリング調査結果概要	20
	(1) 障害福祉サービス事業所	
6	調査結果からの課題	24
	(1) 社会資源や相談支援機関等に関する情報提供や周知の拡充24(2) 利用意向やニーズに対応した、障害福祉サービスの供給量と質の確保24(3) 日中活動の支援25(4) 障害への理解促進25(5) 家族や保護者の負担軽減、不安の解消25	
第3章	章 計画の基本的な考え方	27
1	3年間の重点推進項目	27
	(1) 障害のある子どもへの支援の充実 28 (2) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進 31 (3) 相談支援体制の充実 34 (4) 障害のある人の社会参加の推進 37 (5) 障害者の高齢化への対応 39	
2	国の基本指針に基づく成果目標	41
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	

	(3) 地域生活支援拠点等の整備43	
	4) 福祉施設から一般就労への移行等45	
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等47	
4	「障害福祉サービス等の見込み量と確保策	. 49
	訪問系サービス	- 1
1	訪问 希リー に 人	. 51
2	日中活動系サービス	. 53
	(1) 生活介護	
	(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)55	
	〔3 〕就労移行支援	
	〔4)就労継続支援(A型・B型)59 〔5)就労定着支援61	
	(6) 療養介護	
	〔7)短期入所(福祉型・医療型)64	
3	居住系サービス	. 66
	(1) 自立生活援助	
	(2) 共同生活援助 (グループホーム)	
	3)施設入所支援69	
4	相談支援	. 71
	(1) 相談支援について71	
	(2)計画相談支援72	
	〔3〕地域相談支援	
	: 障害児支援の見込み量と確保策	
1	障害児通所支援	
		. //
	(1) 児童発達支援	. //
	(2) 放課後等デイサービス79	. //
	〔2)放課後等デイサービス79 〔3)保育所等訪問支援81	. //
	(2) 放課後等デイサービス	. //
	〔2)放課後等デイサービス79 〔3)保育所等訪問支援81	. //
2	(2) 放課後等デイサービス	
2	(2) 放課後等デイサービス	
2 6	(2) 放課後等デイサービス	. 85
	(2) 放課後等デイサービス	. 85 . 87
6	2)放課後等デイサービス	. 85 . 87
6	2)放課後等デイサービス 79 3)保育所等訪問支援 81 (4) 医療型児童発達支援 82 (5) 居宅訪問型児童発達支援 84 障害児相談支援 85 (1) 障害児相談支援事業の見込み量と取組の方向 85 地域生活支援事業について 地域支援事業の見込み量など	. 85 . 87
6	2)放課後等デイサービス	. 85 . 87
- 6	(2) 放課後等デイサービス	. 85 . 87
6	(2) 放課後等デイサービス	. 85 . 87 . 87
- 6	(2) 放課後等デイサービス79(3) 保育所等訪問支援81(4) 医療型児童発達支援82(5) 居宅訪問型児童発達支援84障害児相談支援85(1) 障害児相談支援85地域生活支援事業の見込み量と取組の方向地域生活支援事業について地域支援事業の見込み量など90(1) 移動支援事業89(2) 地域活動支援センター90(3) 相談支援事業91(4) 日常生活用具給付等事業91	. 85 . 87
6	2)放課後等デイサービス	. 85 . 87
- 6	2)放課後等デイサービス	. 85 . 87
6	2)放課後等デイサービス	. 85 . 87
- 6	2) 放課後等デイサービス793) 保育所等訪問支援814) 医療型児童発達支援825) 居宅訪問型児童発達支援84障害児相談支援85地域生活支援事業の見込み量と取組の方向85地域生活支援事業で見込み量など891) 移動支援事業892) 地域活動支援センター903) 相談支援事業914) 日常生活用具給付等事業915) 意思疎通支援事業926) 手話奉仕員養成研修事業937) 理解促進研修・啓発事業93	. 85 . 87
6	2) 放課後等デイサービス	. 85 . 87

第7章	章 障害福祉計画の着実な推進に向けて	96
1	障害福祉サービスの提供体制の整備	96
	(1) サービスの周知の拡充や利用の支援 96 (2) 社会資源の充実や既存の社会資源の有効活用方法の検討 96)
	(3) 財源の確保96 (4) 障害福祉サービスを担う人材の確保と育成97	
	(5) 障害福祉サービスの質の担保97	,
	(6) 新たな支援ニーズやサービスの利用ニーズへの対応97	1
2	PDCA サイクルによる進捗管理	98
3	障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保	98
	(1) 事業者の連携による支援ネットワーク98 (2) 第三者評価の促進98	
4	市民の理解と協働の推進	99
資料		100
1	西東京市地域自立支援協議会委員名簿	100
2	平成 29 年度 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会委員名簿	102
3	計画策定の経過	103
4	用語集	104

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則等を定めた「障害者基本法」は、平成 23 年7月に改正され、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、いわゆる障害者虐待防止法や障害者差別解消法が成立する等、様々な法制度の改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、平成 26 年1月には障害者権利条約を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

西東京市においても、平成 26 年 3 月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、ライフス テージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための 理解推進や合理的配慮の普及等、様々な施策に取り組んでいます。

また、障害福祉サービス等については、平成 18 年度より 3 年を一期とする「障害福祉計画」においてサービス見込み量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めてきました。

この度、「第4期西東京市障害福祉計画(平成27年度~平成29年度)」の計画期間の終了とともに、法改正によって新たに「障害児福祉計画」の策定が求められていることから、両計画を一体的に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」として策定しました。

なお、平成 28 年 3 月に「まち・ひと・しごと 創生総合戦略」を策定し、保健医療のみならず、社会経済や居住環境などの様々な分野の改善を進め、地域・住民が互いに支えあう (応援する)まち 「健康」応援都市を目指しています。

本市は、共生社会を実現させるためにも、「健康」を起点に地域の関わりが深化する取組を進めていきます。

(1)障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」を改称し、平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」(正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)は、平成 26 年 4 月から完全施行されており、障害者(児)の定義に政令で定める難病患者

等が追加され障害福祉サービス等の対象となるなどの改正が行われました。同法において、 都道府県及び市町村は障害福祉サービスに関する計画(「障害福祉計画」)の策定が義務付け られてきました。

さらに、「障害者総合支援法等一部改正法」(正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律)の平成 30 年度からの施行により、都道府県及び市町村には新たに障害児福祉計画(児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定)の策定が義務付けられることとなります。

「障害者総合支援法」における障害福祉計画の規定

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針*に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この 法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。) を定めるものとする。

「児童福祉法」における障害児福祉計画の規定

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条 20 市町村は、基本指針*に即して、障害児通所支援及び障害児通所支援の提り供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

※「基本指針」とは

国は、各市町村が「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を策定するにあたって計画に盛り込むべき内容などを示した「基本指針」を定めることになっています。「基本指針」は一部改正され、平成 29 年 3 月 31 日に告示されました。

(正式名称:「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針!)

「基本指針」に示されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (中略)

(中略)

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(中略)

4 地域共生社会の実現に向けた取組

(中略)

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

(以下略)

(2)障害児者の福祉に関する制度・動向

近年の障害者の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです。

● 児童福祉法の一部改正(平成 24 年 4 月施行)

内容:障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編された。また、 通所支援について、実施主体が市町村となった。

- 障害者自立支援法の改正(障害者総合支援法へ)(平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月完全施行)
- 身体障害者福祉法の一部改正(平成 25 年 4 月施行)
- 知的障害者福祉法の一部改正(平成 25 年 4 月施行)
- 障害者優先調達推進法(平成 25 年 4 月施行)

目的:障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資すること。

● 「第3次障害者基本計画」(国)の策定(計画期間:平成25~29年度の概ね5年間)

内容:障害者基本計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

● 障害者権利条約(平成26年1月我が国が批准)

目的:障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること

内容:障害者の権利を実現するための措置等を規定している。障害者に関する初めての国際条約で、その内容は前文および50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 27 年 1 月施行)

内容: 難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充て

ることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策 定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

● 障害者差別解消法(一部の附則を除き平成28年4月施行)

目的:「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての 国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い ながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的 として成立した。

内容:障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮(障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置)に関する環境整備の努力義務等が規定された。

● 「障害者雇用促進法」の一部改正(平成 28 年 4 月施行)

内容:障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となる。また、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える(これは平成30年4月より)。

● 「発達障害者支援法」の一部改正(平成 28 年 8 月施行)

内容:発達障害者が日常生活を送る上での社会的障壁を取り除くため、発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように配慮することや、国や都道府県が就労機会の確保、職場への定着の支援を行うこと、都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置すること等が規定された。

● 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正(平成 30 年 4 月施行)

内容:障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層 の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを 行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を 図る。障害児支援については、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県 及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づける。

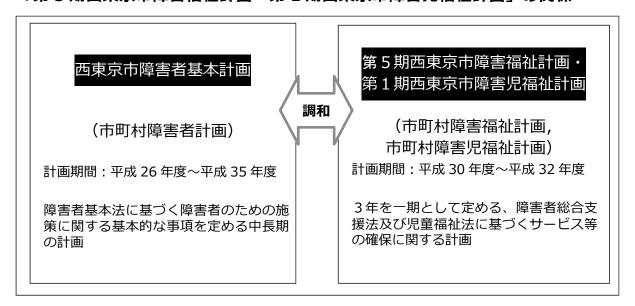
(3)障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定される西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であるとともに、児童福祉法第33条20項に規定される西東京市の「障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画」と位置づけられます。

西東京市では、障害者基本法第 11 条に規定される市町村障害者計画として、平成 26 年度から平成 35 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を定め、この計画に基づいて障害者施策を推進しているところです。

「西東京市障害者基本計画」と

「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」の関係



両計画は相互に調和が保たれていることが求められることから、本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めていきます。

「西東京市障害者基本計画」の基本理念と3つの基本方針

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、 個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、 住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針1

ライフステージを通じて 切れ目のない支援に取 り組みます。 基本方針 2 主体的にいきいきと活

動するための支援に取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に 暮らせるまちづくりを進 めます。

2 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

	平成									
2	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度

西東京市障害福祉計画

(第 3 期) H24~ (第 6 期) (第 6 期)

→「障害児福祉計画」と一体的な計画

西東京市障害者基本計画

(前期)	(後期)

中間年の見直し

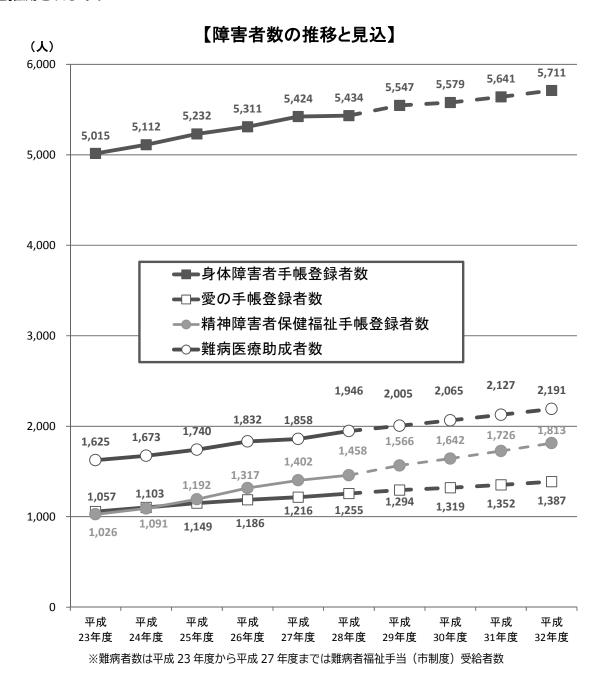
なお、平成 26 年度から平成 35 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」は、平成 30 年度に中間年の見直しを行います。

第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

1 障害者数の推移等

平成 28 年度末(平成 29 年 3 月 31 日)時点の障害者数^{*}は、身体障害者が 5,434 人、知 的障害者が 1,255 人、精神障害者が 1,458 人、難病患者が 1,946 人となっています。

平成 23 年度以降、障害者数は一貫して増加傾向で推移しており、今後も増加傾向は続くと推測されます。



(1) 身体障害者の状況

平成 28 年度末の身体障害者手帳登録者数は 5,434 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 322 人増加しています。

障害の程度別にみると、1級が1,878人(34.6%)、2級が821人(15.1%)となっており、1・2級を合わせた重度の障害者が約半数を占めています。

【身体障害者手帳登録者数(障害程度別)の推移】(各年度末時点)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
∆≣⊥	5,112	5,232	5,311	5,424	5,434
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
4 617	1,734	1,802	1,844	1,870	1,878
1級	(33.9%)	(34.4%)	(34.7%)	(34.5%)	(34.6%)
2 617	814	806	785	802	821
2級	(15.9%)	(15.4%)	(14.8%)	(14.8%)	(15.1%)
7 <u>%</u> T	780	789	798	814	808
3級	(15.3%)	(15.1%)	(15.0%)	(15.0%)	(14.9%)
4級	1,256	1,306	1,314	1,337	1,318
4 极	(24.6%)	(25.0%)	(24.7%)	(24.6%)	(24.3%)
5級	297	295	331	359	371
5 稅	(5.8%)	(5.6%)	(6.2%)	(6.6%)	(6.8%)
C &II	231	234	239	242	238
6級	(4.5%)	(4.5%)	(4.5%)	(4.5%)	(4.4%)

【身体障害者手帳登録者数(障害種類別)の推移】(各年度末時点、重複障害者は主たる障害で計上)

		平成24年度	平成25年度	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
	合計	5,112	5,232	5,311	5,424	5,434
	視覚障害	325	328	334	336	338
	聴覚障害	431	455	472	479	475
	言語障害	74	64	70	74	80
	肢体不自由	2,621	2,657	2,666	2,716	2,718
	心臓	827	859	865	894	908
	じん臓	408	428	457	457	451
内	呼吸器	95	94	91	90	93
部	小腸	4	4	4	5	5
障	ぼうこう・直腸	268	280	288	305	297
害	免疫	53	55	57	60	59
	肝臓	6	8	7	8	10
	小計	1,661	1,728	1,769	1,819	1,823

(2) 知的障害者の状況

平成 28 年度末の愛の手帳登録者数は 1,255 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 152 人増加しています。

【愛の手帳登録者数の推移】(各年度末時点)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
∨= 1	1,103	1,149	1,186	1,216	1,255
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
4 ==	33	33	36	41	43
1度	(3.0%)	(2.9%)	(3.0%)	(3.4%)	(3.4%)
o e	315	321	320	321	326
2度	(28.6%)	(27.9%)	(27.0%)	(26.4%)	(26.0%)
2 🛱	284	292	290	289	299
3度	(25.7%)	(25.4%)	(24.5%)	(23.8%)	(23.8%)
4 🛱	471	503	540	565	587
4度	(42.7%)	(43.8%)	(45.5%)	(46.5%)	(46.8%)

(3)精神障害者の状況

平成 28 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,458 人で、平成 24 年度に比べて 367 人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移】(各年度末時点)

	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
∆≣±	1,091	1,192	1,317	1,402	1,458
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
4 617	87	76	83	88	86
1級	(8.0%)	(6.4%)	(6.3%)	(6.3%)	(5.9%)
2 412	625	658	687	727	770
2級	(57.3%)	(55.2%)	(52.2%)	(51.9%)	(52.8%)
2 412	379	458	547	587	602
3級	(34.7%)	(38.4%)	(41.5%)	(41.9%)	(41.3%)

2 児童・生徒の状況

【市立小学校の特別支援学級の児童数】(平成29年5月1日現在)

		学級数	児童数
田無小学校	(知的)	5	34
中原小学校	(知的)	4	31
東小学校	(知的)	3	24
柳沢小学校	(知的)	3	18
田無小学校	(自閉症・情緒)	2	11
中原小学校	(自閉症・情緒)	3	16
東小学校	(自閉症・情緒)	1	4
柳沢小学校	(自閉症・情緒)	1	8

【市立小学校の通級指導学級の児童数】(平成 29 年 5 月 1 日現在)

		学級数	児童数
保谷小学校	(言語)	2	22
芝久保小学校	(言語)	2	21

【市立小学校の特別支援教室の児童数】(平成29年5月1日現在)

区 分	種別	児童数
田無小学校	L 教室	3
四無小子仪 	S 教室	3
保谷小学校	L教室	3
体合小子仪 L	S 教室	10
 保谷第一小学校	L 教室	3
体合第一小子仪 	S教室	12
 保谷第二小学校	L 教室	5
体音步二小子仪	S教室	6
 谷戸小学校	L 教室	6
	S教室	5
 東伏見小学校	L 教室	8
未以先小子仪	S教室	10
 中原小学校	L 教室	4
中冰小子仅	S 教室	2
 向台小学校	L 教室	4
	S 教室	9
 碧山小学校	L 教室	4
石山小子仪	S教室	4
 芝久保小学校	L 教室	5
之人体小子仪	S教室	1
栄小学校	L教室	6
不小士仪	S 教室	4
谷戸第二小学校	L 教室	1
古广为—小子仪 	S 教室	10

区 分	種別	児童数
東小学校	L教室	1
宋小子仪 L	S 教室	4
柳沢小学校	L 教室	1
	S 教室	4
L白石小学校	L 教室	3
上向台小学校	S 教室	4
十 町小学校	L教室	4
本町小学校 	S 教室	3
住吉小学校	L教室	2
注声小子仪 	S教室	4
	L教室	2
けやき小学校	S教室	6

【市立中学校の特別支援学級の生徒数】(平成29年5月1日現在)

		学級数	生徒数
田無第一中学校	(知的)	2	15
保谷中学校	(知的)	4	27
青嵐中学校	(知的)	3	19
田無第一中学校	(自閉症・情緒)	1	5
保谷中学校	(自閉症・情緒)	1	5
青嵐中学校	(自閉症・情緒)	2	9

【市立中学校の通級指導学級の生徒数】(平成29年5月1日現在)

	学級数	生徒数
田無第二中学校 (情緒)	3	28

【市内・近隣自治体の特別支援学校等の児童・生徒数】(平成 29 年 5 月 1 日現在)

	児童・生徒数
小学生	64
中学生	47
高校生	68

※障害福祉課調べ

3 市内の障害福祉関連施設等の状況

西東京市内の障害福祉関連施設等の整備状況は以下のとおりです。

西東京市では、サービス事業者の誘致等に取り組んできたことで、放課後等デイサービス などの事業所数が増加しつつあるほか、グループホームについても拡充が進んでいます。一 方で、近隣他市と比較し、日中活動系サービス事業所の数が少なく、不足している状況にあ ることが課題となっています。

【日中活動系サービス事業所】

生活介護	たんぽぽ ラシーネ西東京 さくらの園 どろんこ作業所(どろんこ作業所、どろんこ作業所手づくり山) P.F.P.Cはたらきば 西東京市生活介護事業所くろーばー
就労移行支援	さくらの園
就労継続支援(B型)	ほうや福祉作業所 コミュニティルーム友訪 ワークステーション・ウーノ(おかし工房マーブル、手作り工房めぇ、石窯パン工房ウーノ) ラシーネ西東京 パッソ西東京 たなし工房 富士町作業所 サンワーク田無 さくらの園
自立訓練(生活訓練)	YL ひばりが丘カレッジ

【居住系サービス事業所】

いっぱハン こハテネ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
共同生活援助(グループホーム)	グループホーム住まいる(住吉ユニット、保谷ユニット、谷戸ユニット、北原ユニット、滞在型西原ユニット、滞在型富士ユニット、滞在型東伏見ユニット) ピッピ 自立生活企画生活寮 ミモザハウス グループホームマリーナ (緑町マリーナ、下保谷マリーナ) 田無寮 (第一田無寮、第三田無寮、第三田無寮、第四田無寮、第五田無寮、第六田無寮、第七田無寮) アットホームウーノ (グループホームららら、グループホームわっはっは) グループホームサンワーク グループホームにこっ グループホームわんど (グループホームわんど、グループホームわんど2) グループホームもやい(もやい、もやい向台、もやい北町、もやい向台II、もやい泉町) ケアホーム西東京 (ケアホーム西東京 Aユニット、ケアホーム西東京 Bユニット、ケアホーム西東京 Cユニット) 天神山グループホーム (こあらハイツ) YL ひばりが丘事業所 (第一ひばり寮、第二ひばり寮) 芝久保どろっぷす
施設入所支援	たんぽぽ

【障害児通所サービス事業所等】

1 -	西東京市こどもの発達センターひいらぎ			
児童発達支援事業 児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	児童発達支援事業みらい			
放課後等デイサービス	ととろクラブ ととろキッズ くまさん保谷教室 原育型児童デイサービスさざんか第 1 原育型児童デイサービスさざんか第 5 りぼん りぼんU たまみずきひばり シュプロスひばりヶ丘教室 シュプロスひばりヶ丘教室 II くろーばーきっず ジョブチャレンジひばり STEP西東京 STEP保谷 らぷあ田無 Pur aile ひばりが丘 ウイング西東京			

4 アンケート調査結果概要

(1)調査概要

① 調査目的

計画策定の基礎資料とするため、平成 29 年 7 月時点で市内に在住する障害者及び児童、特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒、相談支援機関利用者を対象に、福祉サービスの利用状況等を把握するアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

身体障害者調査	市内在住の身体障害者手帳所持者/無作為抽出
知的障害者調査	市内在住の愛の手帳(療育手帳)所持者/無作為抽出
精神障害者調査	市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者/無作為抽出
難病患者調査	市内在住の難病医療費等助成対象者/無作為抽出
施設入所者調査	西東京市に住所登録があり市内外の障害者施設入所者/無作為抽出
児童調査	市内在住の障害手帳所持児童・難病医療費等助成対象児童/無作為抽出
特別支援教室 ・通級指導学級調査	市内の特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒/学校配布
相談支援機関利用者調査	市内相談支援機関利用者/窓口配布

※いずれの対象者とも平成29年7月時点での抽出・配布

③ 調査時期

平成 29 年 7 月~9 月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収

※特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒には学校を通じて配布し、郵送回収。相談支援機関利用者には、相談機関に来所した際、調査協力に賛同した者のみに配布し、郵送回収。

⑤ 回収状況

調査種類	発送数	有効回収票数	有効回収率
身体障害者調査	910	456	50.1%
知的障害者調査	215	96	44.7%
精神障害者調査	240	86	35.8%
難病患者調査	220	104	47.3%
施設入所者調査	85	53	62.4%
児童調査	330	149	45.2%
特別支援教室・通級指導学級調査	100	46	46.0%
相談支援機関利用者調査	100	52	52.0%
合 計	2,200	1,042	47.4%

(2)調査結果の概要

① 主な介助・援助者

主な介助・援助者は、身体障害者、難病患者では「配偶者」、知的障害者、精神障害者では「母親」が多くなっています。児童では、「母親」が多くを占めています。

【主な介助・援助者】(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

調査種類	n=	配偶者(夫、妻)	子ども、子どもの配偶者	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、姉妹	その他の親せき	近所の人、友人・知人	在宅サービス事業者ホームヘルパー等の	その他	無回答
身体障害者	181	34.3	24.9	3.3	6.1	0.0	0.0	2.2	2.2	0.6	15.5	8.3	2.8
知的障害者	63	3.2	0.0	23.8	54.0	0.0	0.0	6.3	1.6	0.0	1.6	9.5	0.0
精神障害者	46	26.1	4.3	2.2	41.3	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5	10.9	2.2
難病患者	30	50.0	26.7	0.0	3.3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	13.3	3.3	0.0

【主な介助・援助者】(児童)

調査種類	n=	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、姉妹	その他の親せき	近所の人、友人・知人	在宅サービス事業者	その他	無回答
児童	99	6.1	92.9	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0

② 外出時の状況(外出の際の支援の必要性)

外出の際、一人で外出できる人は身体障害者で 58.8%、知的障害者で 39.6%、精神障害者で 53.5%、難病患者で 69.2%となっています。

【外出の際の支援の必要性】

調査種類	n=	ひとりで外出できる	いつも支援が必要	援が必要 行けるが、それ以外は支慣れた場所にはひとりで	援が必要が悪い場合は支いつもはひとりで行ける	その他	無回答
身体障害者	456	58.8	20.2	11.4	5.3	2.0	2.4
知的障害者	96	39.6	21.9	36.5	0.0	1.0	1.0
精神障害者	86	53.5	4.7	22.1	11.6	3.5	4.7
難病患者	104	69.2	14.4	4.8	7.7	2.9	1.0

③ 就労等の状況

収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障害者で 21.3%、知的障害者で 75.0%、精神障害者で 31.4%となっています。

【就労等の状況】

調査種類	n=	収入を伴う仕事を	収入を伴う仕事は	無回答		
身体障害者	456	21.3	75.7	3.1		
知的障害者	96	75.0	25.0	0.0		
精神障害者	86	31.4	66.3	2.3		
難病患者	104	30.8	67.3	1.9		
施設入所者	53	13.2	83.0	3.8		
相談支援機関利用者	42	57.1	35.7	7.1		

④ 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用者数、利用割合は以下のとおりです。

【障害福祉サービスの利用状況】

	身体障害者 (全数:456)		知的障害者(全数:96)		精神障害者 (全数:86)		難病患者 (全数:104)		児童 (全数:149)	
	人数	(:456) %	(宝釵 人数	:96) %	人数	:86) %	(<u>全</u> 数: 人数	104) %	(<u>全</u> 級: 人数	149) %
訪問系サービス	50	11.0	3	3.1	3	3.5	7	6.7	16	10.7
生活介護	27	5.9	7	7.3	0	0.0	1	1.0		_
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	27	5.9	3	3.1	1	1.2	2	1.9		_
就労移行支援	1	0.2	4	4.2	6	7.0	0	0.0		_
就労継続支援 (A型・B型)	4	0.9	24	25.0	8	9.3	0	0.0		_
療養介護	2	0.4	1	1.0		_	3	2.9		_
短期入所 (ショートステイ)	20	4.4	12	12.5	1	1.2	2	1.9	8	5.4
共同生活援助 (グループホーム)	2	0.4	10	10.4	5	5.8	0	0.0		_
施設入所支援	3	0.7			1	1.2	0	0.0		_
相談支援	22	4.8	10	10.4	4	4.7	4	3.8	13	8.7
児童発達支援		_		_		_		_	66	44.3
放課後等デイサービス		_		_		_		_	53	35.6
保育所等訪問支援		_		_		_		_	7	4.7
上記のようなサービスは 利用したことがない	271	59.4	41	42.7	54	62.8	76	73.1	31	20.8
無回答	85	18.6	7	7.3	8	9.3	12	11.5	3	2.0

サービス未利用者の今後の利用意向についてみると、相談支援に対しては障害種別に関わらずニーズが高くなっています。知的障害者では、共同生活援助、児童では放課後等デイサービス、短期入所の利用意向が高くなっています。

【サービス未利用者の今後の利用意向:「利用したい」と回答した割合】

	身	体障害者	知	的障害者	精	神障害者	児童		
	全数	上段:人数 下段: %	全数	上段:人数 下段: %	全数	上段:人数 下段: %	全数	上段:人数 下段: %	
訪問系サービス	406	47	93	5	83	9	133	13	
		11.6		5.4		10.8		9.8	
 生活介護	429		89		86		ĺ	_	
	j	8.2		10.1		9.3			
自立訓練	429		93		85	_		_	
(機能訓練、生活訓練)	ı	8.6		10.8		7.1			
 就労移行支援	455		92	_	80	_		_	
5 CF 2 17 12 2 25 CF		2.6		10.9		10.0			
就労継続支援	452	_	72		78	11	1	_	
(A 型・B 型)	i	1.3	İ	13.9	İ	14.1		_	
 療養介護	454	23	95	3				_	
凉良 万	I	5.1	1	3.2	1	I			
短期入所	436	_	84		85	11	141		
(ショートステイ)		7.8		15.5		12.9		22.7	
共同生活援助	454	18	86		81		1	_	
(グループホーム)	ı	4.0	i	23.3	i	7.4	Ī		
 施設入所支援	453	33	95	6	85	5		_	
が起びハイス。及	I	7.3		6.3		5.9			
 相談支援	434	72	86	23	82	26	136	42	
1日改义1发		16.6		26.7		31.7		30.9	
 児童発達支援		_					83	17	
儿主元廷又]及				 !		 !		20.5	
放課後等デイサービス							96	38	
		_ 		_ i		_ i		39.6	
保育所等訪問支援							142	7	
体自川寺副門又汲		. — !		. – !		. – !		4.9	

^{※「}全数」とは当該サービスを「利用していない」とした人数(サービス利用の有無について無回答を除く。)

^{※「}人数」とは「全数」のうち、「利用したい」とした回答者数であり、「%」は「全数」に対する割合です。

5 ヒアリング調査結果概要

平成 29 年8月から9月にかけ、特別支援学校に通う児童・生徒の保護者、障害者団体・障害者支援の関係者、及び市内の障害福祉サービス事業者等に対してヒアリング調査を実施しました。ヒアリング実施に際しては、対象者に対して事前に質問シートを送付し、事業内容、利用者数、今後の事業展開、活動の際に困っていること、行政に望むこと等を確認しました。

以下に、ヒアリングおよび質問シートで挙げられた主な意見・要望をまとめています。

(1)障害福祉サービス事業所

① サービスの質の維持や向上のための取組

- サービスやプログラムの充実
- ・ 近隣企業と連携し、職場実習の体験を依頼したり、すでに就職した人の働いている状況 を見学したり、「ステップアップ雇用」などの取組を行っている。
- 利用者のスキルアップのため、作業プログラムの充実・増加を図っている。
- 職員のスキルアップ (内部研修の実施、外部研修への参加等)、新規採用
- ・ 事業所内での研修やケース共有、外部研修への参加、近隣企業との連携、企業等を対象 とした就労支援セミナーの開催、医療機関や近隣福祉施設への出張就労講座を行ってい る。
- ・ なるべく多くの研修に参加し、職員のスキルアップを図っている。
- 職員間の情報共有、コミュニケーション促進等
- ・ 「チーム担当制」とし、利用者 1 名に対し、少なくとも 2 名のスタッフで対応している。 ミーティングによる情報共有や、事業所内で相談できる体制づくり、一人で抱え込まない体制、職場の雰囲気づくりを心掛けている。

② 事業継続における要望等

- 他法人、他事業所との連携促進
- ・ 他法人や事業所との関わりがなく、地域全体に目を配りながらの事業展開ができていない。行政がイニシアチブをとり、連絡会等を開催していただくと、連携がとりやすくなる。
- 障害への理解促進
- ・ 障害者への理解促進に係る取組は、事業者独自でやるよりも、市に手伝っていただける と助かる。

- 各種情報提供
- ・ 法改正や制度改正等の情報を随時、提供いただけるとありがたい。
- 困難ケースに対する対応等
- ・ 困難ケースについては、相談対応に加え、ともに現場に入っていただける体制が望ましい。

③ 西東京市において不足しているサービス

- グループホーム
- ・ 保護者が亡くなった後の生活の場として、グループホームが不足している。
- ・ 重度身体障害者のグループホームの誘致。
- 日中一時支援、ショートステイサービス
- ・ 保護者が疲れている時や悩んでいる時、就労を希望する場合等、ショートステイサービスのニーズが強いが、市内に不足している。
- ・ 幼児のショートステイの受け入れ先や、一時保育等が不足している。
- ・ 短期入所先も今後、拡充が必要だと思われる。利用者の高齢化に伴い、保護者も高齢化 しており、短期入所の利用者が増えている。
- 〇 日中活動先
- 保谷方面には、精神障害者のための施設(作業所などの日中活動先)が不足している。
- 就労に向けた訓練が受けられる事業所
- 就労移行支援事業所として、市内に選択肢がより増えることが望ましい。
- 生活介護
- ・ 放課後等デイサービス利用者の保護者から、学校を卒業後に利用できる施設があるか心 配する声を聞くことがあり、生活介護のニーズは強いと考えられる。
- 放課後等デイサービス
- ・ 保護者より、放課後等デイサービスを利用したいが、空きがすぐ埋まってしまうと聞く。
- 〇 移動支援
- 知的障害者において、外出時や通所の際の移動支援のニーズが強い。
- 余暇支援
- ・ 余暇支援に係る取組を今後、さらに拡大すべきだと考える。
- ・ 社会人となった障害者が、仕事帰りや休日に気軽に立ち寄り、お茶を飲んだり、普段触れ合う機会の少ない方々とおしゃべりできる場ができるとよい。

4 今後、新たに創設されるサービスへの参入意向

○ 自立生活援助

- ・ 新たに創設されるサービスの中では、「自立生活援助」について検討する可能性がある。
- ・ 「自立生活援助」への参入を検討中。既にサービス内容に該当する取組を一部行ってお り、法人内で参入について議論している。
- 就労定着支援
- ・ 就労定着支援への参入に関心がある。
- 訪問型児童発達支援
- ・ 訪問型児童発達支援には参入の可能性がある。但し、単独事業としてのニーズを見極める必要がある。
- ・ 重度の障害があり、通学が難しい児童のために、訪問型児童発達支援は検討の余地がある。

(2)障害者団体・障害者支援団体

① 日常生活や社会生活において不便を感じること

- ・ 兄弟が別々の学校に通っている(別々の特別支援学級や特別支援学校の判定を受けた) 場合、移動支援やファミリーサポートを利用する場合もあるが、公立学校への通学であ るのに高額で負担が大きい。
- ・ 交通量の多い通りだが、歩道がなく歩きにくい地域がある。
- 災害時の対応に関する情報が少なく、不安である。
- 病院の待ち時間に騒いでしまい、迷惑をかけてしまう。障害者の枠を作ることや、「障害者 OK」の表示があるとよい。
- ・ ヘルプマークの認知度は上がっているが、ヘルプマークをつけている人に、どのような 対応をしたらよいか、等の周知も必要。

② 市民や地域に期待すること

- 障害福祉サービスの拡充、充実
- グループホームの数を増やし、将来入所できるようにしてほしい。
- ・ 放課後等デイサービスは入所待ちが多く、質の高い事業所の開設が望まれている。
- ・ 障害児の場合、移動支援の利用ニーズは登下校時に集中するため、利用できないことが ある。また、児童の移動支援サービスに対応ができない事業所もあるので、そうした情 報がオープンになるとよい。
- 市民の障害者への理解促進に関すること
- ・ 障害のある人と触れ合う場をつくること。学校の授業で、障害者理解につながる体験プログラムの導入等。

- ・ 聴覚障害者の活動への理解。
- ・ 健常児と障害児が関わることのできる、開かれた場所があるとよい。放課後等デイサー ビスが充実し、障害児の居場所が増えているが、地域との関わりが薄くなりつつある。

③ 行政等に期待すること

- 障害福祉課と他部署との連携
- ・ 保護者への情報提供等では、健康課や子育て支援課、保育課等、障害者・児の支援に関する部署の協力も不可欠であり、連携を強化してほしい。
- 窓口や各種書類による手続き等の簡素化、利便性向上
- ・ 就学にあたり、様々な手続きが必要になるが、手続きで困った時の相談先がわからない。 相談先等の情報が周知されるとよい。
- ・ 手話通訳者の配置回数増加、福祉関係施設の窓口への、手話で意思疎通が可能な職員の配置。
- ・ 知識がない状態では、サービス選択・利用の際に、サービスの特徴や適したサービスが わからない。知識がない人に対しても適切なナビゲーションをしてほしい。
- 障害福祉サービスの充実や利便性向上等
- ・ 学校への通学、移動支援に関し、使いやすいように条件等を見直してほしい。
- ・ 放課後等デイサービスの運営状況、実態の把握に努めてほしい。

6 調査結果からの課題

(1) 社会資源や相談支援機関等に関する情報提供や周知の拡充

西東京市内には、相談支援機関として、「相談支援センター・えぽっく」、「障害者就労支援センター・一歩」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」がありますが、各施設の認知度は全般に、より一層の認知度向上が求められる状況にあります。

アンケート調査において、各施設の認知度は、身体障害者調査では、「知らない」が6割から7割前後、知的障害者調査では、「知らない」が4割から5割前後、施設入所者調査では、5施設全てで「知らない」が7割を超えている状況です。

障害福祉サービスなどの情報入手方法については、精神障害者調査では「病院、診療所」が 36.0%、「市の広報紙(広報テープを含む)」が 31.4%、「わからない」が 16.3%となっています。難病患者調査では、「市の広報紙(広報テープを含む)」が 38.5%、「病院、診療所」が 17.3%、「わからない」が 20.2%、施設入所者調査では「学校、職場、施設」が 35.8%、「わからない」が 34.0%、となっています。各調査において、市の広報紙は主要な情報入手の手段となっており、前回調査と比較すると、特に精神障害者での回答が増加しています。

このように、どのような社会資源が利用できるのか、情報を得られていない人もおり、また、障害福祉サービス等に関する情報を得るにはどうしたらよいのかわからない人も少なくない状況にあると考えられ、各種の情報提供や周知の拡充について、引き続き取り組んでいく必要があると考えられます。

(2) 利用意向やニーズに対応した、障害福祉サービスの供給量と質の確保

アンケート調査結果において、障害種別を問わず、「相談支援」や、知的障害者における共同生活援助、精神障害者における就労継続支援(A型・B型)、児童における短期入所、放課後等デイサービス等では、当該サービスを「利用していない」と回答した人の、今後のサービス利用意向が高くなっています。ヒアリング調査では、障害者団体から、グループホーム等のサービスの不足状況が指摘されています。これらのサービスをはじめ、必要とされるサービスが確実に提供されるよう、サービスの供給量確保に取り組む必要があると考えられます。

また、サービスの量とともに、質の向上にも取り組む必要があります。アンケート調査では、放課後等デイサービス等のサービスにおいて、サービスの質の向上を望む意見が寄せられています。

一方で、ヒアリング調査では、各事業所より、サービスの質の向上のための取組として、「スキルアップに資する研修の受講」や、「人材の確保」等が挙げられていますが、一部の事業所では、人材の不足や、ハード・施設面が不十分であることも指摘されており、サービスの質の向上のためには、こうした課題にも対応する必要があると考えられます。

(3)日中活動の支援

今後、希望する日中の過ごし方として、一般企業での就労や、施設での就労、創作活動等、 就学など、多様な希望が挙げられています。精神障害者では「一般企業などで働きたい」が 29.1%と、前回調査の23.9%から増加傾向にあります。これらの多様なニーズに対応し、障 害のある人がその人らしく地域で暮らしていけるように、障害福祉サービスの拡充や、各種 メニューの確保が必要です。

(4)障害への理解促進

地域における、障害者に対する理解の更なる促進に関する希望が、障害者団体のほか、特にグループホーム等の事業を行う事業所から指摘されています。

また、就労においても、職場や周囲の人の理解が重要になります。児童へのアンケート調査において、今後社会で働くために必要なこととして、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」を 75.2%が挙げているなど、障害者の働く場の確保や、就労の定着に向けても、障害に対する理解を深めていくための交流や取組を推進することが必要だと考えられます。

(5) 家族や保護者の負担軽減、不安の解消

今後、市が充実させていくべき障害者施策として、「家族などの介護者の休息や負担軽減を 支援すること」が身体障害者調査では37.7%、知的障害者調査では34.4%、難病患者調査 では39.4%が挙げられています。

ヒアリング調査においても、ピアカウンセリング等の事業の必要性や、ショートステイサービスの拡充など、家族や保護者の負担を軽減させるための各種施策が必要だと指摘されて

います。負担の軽減とともに、相談体制の充実や、情報提供体制の拡充等により、家族や保護者の不安を取り除くことも重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」 における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10 年間の重点推進項目」 を踏まえて、次の5つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。

第1期障害児福祉計画の重点項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

~早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります~

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

~地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します~

重点推進項目3 相談支援体制の充実

~相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます~

重点推進項目4 障害のある人の社会参加の推進

~障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します~

重点推進項目 5 障害者の高齢化への対応

~必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます~

第5期障害福祉計画の重点項目

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

~早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります~

【現状】

乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結びつけていく体制を整備したり「こどもの発達センター・ひいらぎ」にて、年間 230 件にのぼる新規相談を受ける中で、障害の早期発見・早期療育に取り組んでいます。

また、市内の幼稚園、保育施設等では、発達障害の可能性が考えられる子どもの保護者に対し、丁寧な対応により障害等への理解を促し、「こどもの発達センター・ひいらぎ」等の相談、療育機関への紹介や連携に努めています。

放課後等の活動場所としては、放課後等デイサービスの提供体制の充実を進めた結果、現在までに 17 事業所が開設され、周辺市と比べても、多くの事業所が事業を展開しています。

一方で、医療的ケアが必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくかったり、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっている実情もあり、ヒアリング調査の結果ではそうした児童が今後増えていくとの声もありました。

また、アンケート調査のうち、特別支援教室・通級指導学級調査では、「発達障害と診断されたことがある」が 41.3%、相談支援機関利用者のアンケート調査結果では同 48.1%です。 児童調査では、市に求めることとして、「障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育を進めること」が(85.2%)、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」(70.5%)、「家族などの介護者の休息や負担軽減を支援すること」(64.4%)などが高くなっています。

【今後の方向性】

◆ 児童発達支援等の療育の充実

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上 に有効であるとされています。

これまで、「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、母子保健担当や市内幼稚園、保育所等と連携し、早期からの相談、療育にて対応しています。

国の基本指針では、児童発達支援センターを平成 32 年度末までに設置することが求められています。公的機関である「こどもの発達センター・ひいらぎ」の事業の見直しを進める中で、センター化に向けての課題の整理等、療育を含めた地域での体制づくりを進めます。

◆ 医療的ケア児への支援の充実

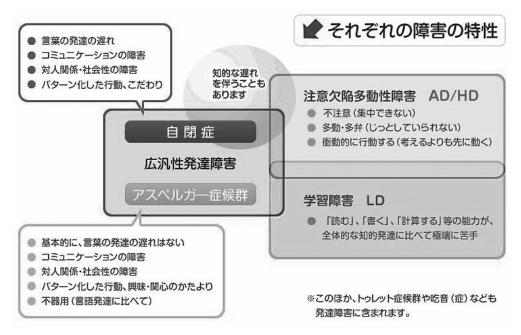
NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児(医療的ケア児)の数は増加傾向にあります。一方で、医療的ケア児を受け入れることが可能な日中活動の場や、短期入所事業所の数は少ないため、保護者等の介護負担も大きいことや、緊急時に預ける場所の確保等が課題となっています。

現在、「こどもの発達センター・ひいらぎ」で一定の受け入れを行っておりますが、今後新たにサービスが創設される、「訪問型児童発達支援」に参入する民間事業者の確保にも取り組み、医療的ケア児の療育及び日中活動の場の確保を図ります。

◆ 発達障害への対応の強化

発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。また、発達障害児に対する、幼稚園、保育施設、小学校、中学校における切れ目のない支援体制の構築も求められています。

未就学児童への支援に関しては、就学以降の相談先となる相談機関の確保を進めていくほか、保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・TOSCAと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。



出典:内閣府大臣官房政府広報室ウェブサイト「政府広報オンライン」

◆ 放課後等デイサービスの質の向上

西東京市では、これまで放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致に取り組んできた こともあり、事業所数は年々増加し、近隣他市と比較しても十分な事業所数が確保されてい る状況にあります。

今後は、各事業所において適正なサービス水準を確保するために、事業所の運営状況の把握や、事業所間の連携の推進のため、事業所間の連絡会の設置を検討する等、サービスの質的な向上を図ります。

◆ 障害児を支える家族への支援の充実

障害のある子どもの支援においては、介護する家族等への支援体制の充実も重要であり、 子育てへの支援だけでなく、障害に対する受容への支援も必要だと考えられます。

自宅へ看護師を派遣するレスパイト事業等、家族の負担を軽減させる施策を検討するとと もに、民間事業所における、医療的ケア児の受け入れ促進等に向けて、看護師等の適正配置 に向けた支援を進めていきます。

また、家族や保護者が不安を抱え込んでしまわないように、利用できる相談機関や事業所といった情報の提供に努めます。

(2)地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

~地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します~

【現状】

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、まず住まいの確保は最重要であり、居住系サービスの一つであるグループホームは、事業所の協力により開設が進んできました。現在、市内では37ユニットが運営されています。

しかし、アンケート調査・ヒアリング調査の結果では、住まいの確保・整備についての必要性の声は多く、国も福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていること、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの点から、今後も引き続きグループホームの設置を進めていく必要があります。

また、障害のある人が地域で生活するためには、「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解の推進が重要となります。アンケート調査の結果では、いずれの調査種別においても本市に住み続けたいと考えている人が8割程度と多く、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の理解のさらなる促進が大切です。

啓発等を進めることにより、保護者が相談しやすくなるなど、障害の早期発見や早期支援 につながることも期待されます。

【今後の方向性】

◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

地域で安心して暮らすことができるために、生活の場となるグループホームや、生活介護 等の日中活動系サービスの充実に向け、民間事業者への情報提供や、事業者と一体となり地 域住民への理解啓発などに取り組むことで、事業展開がしやすい環境を整えていきます。

また、グループホームの更なる整備に向けては、都有地を活用した整備の働きかけも進めていきます。

◆ 障害のある子どもの地域への参加・包容(インクルージョン)の推進

障害の有無に関わらず、子どもがともに成長できるよう、市の子育て支援施策とも連携し、 障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。障害に対 する理解や啓発においては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子ども と障害のない子どもの交流の活発化も目指します。

保育施設、幼稚園等と連携し、現在、障害福祉サービスの制度外の取組として行われている保育所等の訪問支援について、より充実させていきます。「こどもの発達支援センター・ひいらぎ」の分室を本体に統合し、人材を確保した上で、西東京市より各保育施設、幼稚園等の状況を把握し、支援が必要な子どもがいる幼稚園、保育施設等の先生に対し、子どもに対するアプローチ方法等をサポートします。

◆ 学校教育での理解推進

学校教育において、障害や障害のある人に対する理解に対する意識を高めることは、共生 社会の実現に向けた大きな力になると考えられます。

新学習指導要領では、車椅子体験やアイマスク体験などによる障害者理解や、障害のある 人との触れ合いの充実が記述されています。

西東京市教育計画(平成 26 年度~平成 30 年度)では、個に応じた指導の充実を図るために、教育委員会と学校が連携して校内組織の活性化を図り、また、教員研修や校内研究、各学校の実践の共有化などにより、内容の充実・発展を図ることとしています。

◆ 障害や障害のある人への理解推進

障害のある人もない人も、誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、障害や障害のある人への理解、啓発に力を入れていきます。

これまでに実施してきた、市独自の普及啓発の取組である障害者サポーター養成講座や、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していきます。特に、障害者サポーター養成講座は、知的障害者と精神障害者で1割強、身体障害者で1割弱の認知度と、一層の周知が求められているところであり、参加者の増加とともに認知度の向上を図ります。

このほか、障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、行事や催しにおけるボランティア体験等の取組の推進や、障害者や障害への理解促進につながる取組を一体となり行っていきます。催し等の情報提供や告知をすることで、ボランティアを必要とする事業所や団体、学校、保育施設等と、市民との橋渡しをすることにより、児童や生徒、その保護者等が障害について考え、地域の中で障害者と触れ合う機会をつくることで、障害への理解を深めることを促します。

これらの取組等により、地域全体で障害者に対する理解を深め、支援や見守りが必要な障害者を地域全体で支えていくための地域力の向上を目指します。

(3)相談支援体制の充実

~相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます~

【現状】

西東京市では、障害福祉課(基幹相談支援センター)の窓口や、「相談支援センター・えぽっく」を軸として、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」及び「地域活動支援センター・ハーモニー」、平成28年10月開設の「地域活動支援センター・ブルーム」などにおいて相談支援を実施してきました。地域活動センターでは、いずれも一般相談のほか、計画相談も実施しています。未就学児に対しては「西東京市こどもの発達センター・ひいらぎ」で相談支援を実施しています。

サービス等利用計画、障害児支援利用計画は、相談支援事業所が心身の状況や置かれている環境、ニーズを把握し、本人の意向に合わせた支援方針や解決すべき課題を踏まえた、適切なサービスを組み合わせた個別支援計画で、障害福祉サービスの支給決定を行う根拠として、計画案の策定が必要となっています。計画相談の進捗率は、障害者、障害児ともほぼ 100% となっており、計画策定は進んでいる一方で、児童のうち約8割が、児童の家族や支援者が作成するセルフプランとなっています。

また、福祉サービス等の支援に関する情報の提供については、市報や市のウェブサイト、 障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」等により実施して います。

アンケート調査の結果では、いずれの対象においても「障害者サービスや福祉に関する情報提供の充実」や「相談体制の充実」の要望は低くはなく、特に相談支援機関利用者ではその期待が高くなっています。また、ヒアリング調査の結果では、他の事業所との連携に関し、場合によっては困難事例の押し付け合いになってしまうことがあるという意見も挙げられています。

【今後の方向性】

◆ 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

障害児支援利用計画を策定する相談支援事業所や相談支援専門員が充足できていない状況 にあります。これに対し、西東京市では、障害児通所支援事業を実施する事業所等への併設 による相談支援事業実施の働きかけ等を行い、相談支援事業所の確保に努めました。 今後も引き続き、既存の事業所への働きかけ等を行うことと並行して、新規事業所の参入を促す情報提供等を行います。

◆ ワンストップ型の相談窓口機能の充実

市民や事業所の視点から、望ましい相談窓口機能のあり方として、適切な相談窓口がわからない時の案内や制度説明等を担う、ワンストップ型の相談窓口機能の充実が望ましいとする意見が、従前より指摘されています。

西東京市では、「基幹相談支援センター」(障害福祉課)とともに、「相談支援センター・え ぽっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。この中で、基幹相談支援 センターは、総合相談窓口としての機能に加え、困難事例への対応(専門相談)機能、虐待 事案への対応、地域自立支援協議会との連携、えぽっくを含む相談支援機関のネットワーク 化の推進、地域の相談支援体制のコーディネーター役も担っています。

えぽっくでは、障害の種別に関わらない相談窓口として、相談内容を整理し、各地域活動 支援センターや関係機関に繋ぐ橋渡しをする相談支援のコーディネーター役割を担いながら、 地域活動支援センターのバックアップや基幹相談支援センターと連携したネットワーク形成 を図るとともに、本計画期間内での基幹相談支援センター化を目指し、虐待対応や困難事例 への対応により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の 底上げを図ります。

また、地域活動支援センターでは、各種申請等の手続支援、障害サービスの案内、作業所 や日中居所の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援 の充実を、人的配置の課題を整理しながら検討します。

◆ 難病患者や家族への支援の充実

平成 25 年 4 月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、平成 29 年度時点では 358 疾病が障害福祉サービス等の対象となっています。

難病患者に対する相談や支援を行う機関については、市の障害福祉課の窓口のほか、保健 所や東京都難病相談・支援センターがあります。多くの難病患者は保健所や東京都難病相談・ 支援センターを利用しており、市の窓口利用は少ないのが現状です。

保健所や東京都難病相談・支援センター等との連携の上、療養等に関する相談に対応していくとともに、難病患者や難病患者を支える家族の悩みを受け止め、少しでも不安を取り除いていくことに努めます。

◆ 大人の発達障害への対応

発達障害への認知が進み、発達障害のあることを大人になってから知る人も見受けられます。しかしながら、発達障害を持つ人や、発達障害の傾向がみられる人を受け入れ、支えていくことについてはまだ十分な理解や認識が広まっておらず、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人もいることが現状です。

成人の発達障害者(大人の発達障害)への対応として、相談支援体制の更なる充実、就労意欲の促進に向けた取組を実施するとともに、コミュニケーション等で困難を抱えるものの、能力的、体力的にはハンディがない、成人の発達障害者の能力に合った就労訓練が行える施設の確保を検討します。

また、障害や障害のある人への理解推進の一環として、大人の発達障害に対する認識や理解を広めていきます。

◆ 情報提供の仕方、情報提供ツール等の工夫

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにしたらよいか」といった、障害者に対する支援の情報提供として、西東京市のウェブサイトや市報への情報掲載・公開や、「障害者のしおり」の作成・配布、サービス事業所や学校等、所属している団体等を通じた情報提供を行っています。

障害者にとって、必要な情報が行き渡るようにしていくため、各種情報提供ツール等をより見やすく、わかりやすいものに改善していくとともに、情報提供の仕方についても工夫していきます。

(4)障害のある人の社会参加の推進

~障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します~

【現状】

知的障害のある人を対象とする、「地域活動支援センター・ブルーム」を平成 28 年 10 月 に新たに開設し、身体障害を主な対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を主な 対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」とあわせ、日中活動をサポートする場が 充実してきました。

就労の支援については、「障害者就労支援センター・一歩」において地域開拓促進コーディネーターを配置し、雇用拡大を目的に企業への働きかけを行っているほか、ハローワークや障害者職業センターの協力で就労支援セミナーを開催し、障害者雇用に関心を持つ企業間の情報共有、意見交換等を通して、新たな雇用の創出、安定した継続雇用に向けた取組をしているほか、試行的な取組として、知的障害者を市の臨時職員として雇用し、継続雇用や就労支援に向けた課題の検証を行っています。

就労系サービス事業所に関しては、就労移行支援を1事業所、就労継続支援B型を12事業所が実施しているほか、複数の事業所の開設準備が進んでいるなど、第4期計画期間中に事業所の開設が進みましたが、本市にはまだ就労継続支援A型事業所がないことに加え、他市と比較して就労支援等の日中活動系サービス事業所が少ないのが現状です。

この課題を解決すべく、西東京市では平成 29 年 2 月に泉小学校跡地活用方針を決定し、 跡地の一部を民間事業者に貸付け、障害者福祉施設を整備することとしています。

アンケート調査・ヒアリング調査では、日中の過ごし方として、施設での訓練や創作活動、 就労を希望する声が多く寄せられており、また、就労に関しては業務量の確保や工賃アップ が課題となっています。

【今後の方向性】

◆ 一般就労後の定着への支援

一般就労した障害者に対し、本人または企業からの相談等のためジョブコーチが職場に訪問するなど定着支援を行っていますが、登録者が年々増加していることから、新規開拓と定着支援にかけるバランスの確保が課題となっています。

平成 30 年度より、新たなサービスとして「就労定着支援」が創設されるため、サービス を展開する事業者を誘致・確保した上で、事業者と連携して、障害のある人が長く安定して 働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。

◆ 多様な働き方、勤務形態等の推進

能力的に、一般就労が可能な障害者であっても、勤務形態や求人条件等が就労の壁となってしまう場合があります。また、障害者に対する求人の多くが非正規雇用や、期間に限りのある雇用条件となっています。

障害者雇用に取り組む意欲のある民間企業と連携し、能力を考慮した、多様な働き方、多様な勤務形態の雇用の確保に取り組みます。

◆ 市の取組による障害者雇用の広まりの推進

西東京市では障害者雇用を積極的に推進しており、身体障害者、精神障害者など、障害のある人がさまざまな職務において活躍しています。障害種別を問わず、雇用促進に取り組んでいますが、一方で知的障害者の活躍の場を確保することが課題となっています。

このことを踏まえ、市では平成 27 年度より、軽作業を行う職場において知的障害者を臨時職員として雇用し、関係する支援団体とも連携しながら公務部門における就労の試行的な取組を行っています。

今後は、これまでの取組における課題の整理・調整や他自治体の先進的な取組の調査など を踏まえ障害者福祉部門と人事採用部門とが連携し、庁内における知的障害者の雇用推進に 向けた検討を行います。

こうした取組を通じ、企業での知的障害者雇用の推進につながることを目指します。

(5)障害者の高齢化への対応

~必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます~

【現状】

世界で最も高齢化が進んでいる国の一つであるわが国では、障害のある人においても、長寿、高齢化が顕著になりつつあります。サービスにおいては、公費負担の原則よりも社会保険制度の給付を優先するという社会保障制度の原則に基づき、障害福祉サービスより介護保険が優先されることが原則となっています。

アンケート調査結果では、65歳以上の身体障害者で介護保険の要介護認定を受けている人は4割強、要支援・要介護認定者のうち7割の人が実際に介護保険サービスを利用しています。40歳~64歳では要介護認定を受けている人が約1割です。

65歳以上の難病患者で介護保険の要介護認定を受けている人は5割弱、要支援・要介護認定者のうち6割近くの人が実際に介護保険サービスを使っています。40歳~64歳では要介護認定を受けている人が1割です。

なかには、「介護保険の要介護度が低く判定され、決められたサービス支給量が少なくなった」「介護保険事業所では、障害特性などを十分理解した対応が受けられなくなった」などの回答もみられます。事業所ヒアリング調査でも、障害福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行しない例が多々あるなどの声が寄せられています。

また、ヒアリング調査の結果では、障害者、保護者ともに高齢化していることから、短期 入所サービスの利用に関して、積極的な考えに変わってきているといった意見も挙げられて います。

【今後の方向性】

◆ 障害福祉サービスと介護保険サービスとの緊密な連携

サービス利用者を中心に据えて適切な支援が実施されるよう、障害福祉サービスと介護保 険サービスの連携を推進します。

特に、障害のある人が 65 歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへと スムーズに移行する体制の構築を図ります。現状、西東京市では、ケアマネジャーを中心に、 地域包括支援センターと障害福祉課とが連携し、障害のある人が 65 歳を迎える約 1 年前か ら移行に向けた取組を行っていますが、引き続き丁寧な対応を進めていきます。 「基幹相談支援センター」(障害福祉課)と「地域包括支援センター」(高齢者支援課所管) が連携し、情報共有を図るほか、互いの職員を対象とした講習会等を実施し、スキルアップ を図ることで、障害福祉と高齢福祉の両分野での対応力向上を図ります。

また、ケアマネジャーをコーディネート役とした、地域包括支援センターと障害福祉課との連携においては、認識の共有化をより確実にするため、情報共有ツール(連携シート等)の活用を検討します。

◆ 利用者の高齢化に対応したサービス基盤の構築

サービス利用者の高齢化が進むと、障害の重度化などによりサービスの利用ニーズも変化 していきます。本人や家族の意向を十分に考慮した上で、利用者のニーズの変化に対応した サービス提供を行うため、サービス基盤の構築(量的・質的な対応)を進めていきます。

また、制度改正により平成 30 年 4 月から、同一の事業所で介護サービスと障害福祉サービスを提供することができる「共生型サービス」の創設が位置付けられるなど、利用者の高齢化を見据えた動きが進展しつつあります。市においても、こうした動きを注視しながら、利用者が使い慣れた事業所で継続してサービスを受けることができるよう、介護事業と障害福祉サービス事業の連携を後押ししていきます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に基本的な考え方が示されています。また、東京都も目標についての考え方を示しています。

国及び東京都の考え方を踏まえながら、本市のそれぞれの成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

平成 28 年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することを基本とする。

前計画では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者 138 人のうち 17 人 (12%) が地域生活へ移行する目標を掲げましたが、平成 28 年度末までに地域移行できた 施設入所者はおらず、平成 29 年度末においても目標達成は難しい状況にあります。

施設入所者のアンケート調査の結果では、今後について、「今のまま施設で生活がしたい」が約7割と高いものの、「一般の住宅で家族といっしょに生活をしたい」(13.2%)、「グループホームなどを利用したい」(7.5%)など地域生活へ移行を希望する人もみられますので、引き続き、地域生活への移行に向けた取組を推進していきます。

一方で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者の各アンケート結果とも、今後利用したい障害福祉サービスに関し、「施設入所支援」を挙げた人は 6%から 8%となっており、施設入所への一定のニーズがあることも事実です。

アンケート調査結果や国・東京都の考え方を踏まえ、本市でも引き続き地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を設定します。

なお、地域移行にあたっては、本人の意向を踏まえ、相談支援事業所と連携し、必要となる障害福祉サービスの内容を検討、実現した上で、地域で生活するという環境に慣れていく必要があります。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標			
地域生活移行者数	13 人(平成 28 年度末時点の施設入所者 147 人の 9%)			
施設入所者数の削減	3 人(平成 28 年度末時点の施設入所者 147 人の 2%)			

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉 関係者による協議の場を設置することを基本とする。

地域包括ケアシステムの構築はもともと高齢者を起点にした考え方でしたが、地域共生社会の観点から、将来的には障害者や子どもなどへも広げていくことが求められます。西東京市では、国・東京都の考え方に基づき、精神障害にも対応したしくみとしていくため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを検討します。設置においては、近隣自治体と連携の上、保健所の圏域(北多摩北部保健医療圏、小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市)を意識した設置も視野に入れ、検討します。

また、精神障害者が地域で安心して生活していくには、グループホームや相談支援、就労系サービスなど、様々なサービスを利用することが見込まれるため、アンケート調査等からニーズを把握した上で、必要なサービスを拡充し、サービス見込み量の確保に努めていきます。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標				
保健・医療・福祉関係者に	保健、医療(病院、診療所、訪問看護ステーション等にお				
よる協議の場の設置	いて精神科医療に携わる関係者)、福祉関係者による協議の				
	場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討しま				
	す。				
在院期間 1 年以上の長期在	平成 29 年度の入院患者数から 45 人の減少				
院者の減少					

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の地域での 居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の 体制づくり)の集約を行う拠点(面的な整備を含む)です。地域の実情に応じた創意工夫に より整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとされてい ます。

前計画では、地域生活支援拠点等について、「相談支援センター・えぽっく」や「基幹相談 支援センター」(障害福祉課)を中心に、関係機関との連携を通してネットワークを形成し、 障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を検討する旨を掲げていました。

西東京市では、地域自立支援協議会において、平成29年度末の整備を目指し、面的整備の方策について検討を重ねてきたところですが、国より、平成32年度末までの整備とすることの基本指針が示されたことから、この基本指針を踏まえ、今後改めて検討を行います。併せて、泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設に、地域生活支援拠点の一定の機能を持たせることについて検討を行います。

地域生活支援拠点等の整備に向けては、全国的には、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」等の機能を備えることの難しさや、地域の社会資源の不足、整備・運営に係

る財源の確保等が課題だと指摘されています。特に、緊急時の対応においては、緊急駆け付け、受け入れ等に対応できる協力・連携体制の構築等も求められます。

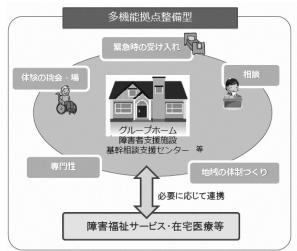
本計画では、これまでの関係機関との協議を踏まえて方向性をより具体的に検討し、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

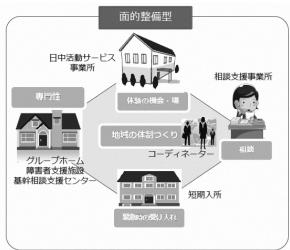
【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標			
地域生活支援拠点等の整備	泉小学校跡地に建設予定の障害者福祉施設の機能も含め、			
	西東京市における地域生活支援拠点の方向性を定め、平成			
	32 年度末までに整備を行います。			

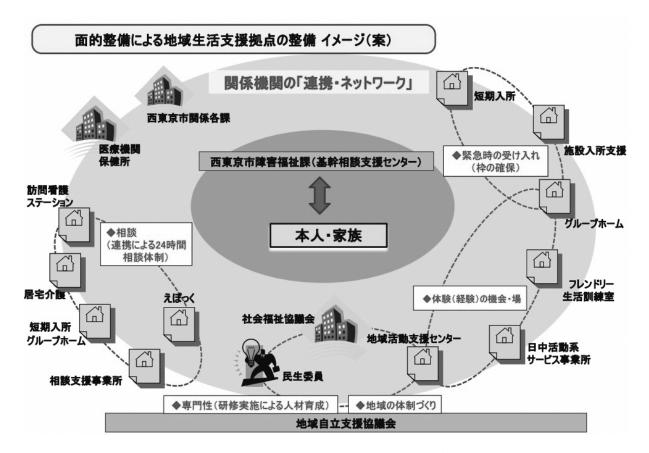
泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設において、選定した事業者からは、地域生活支援拠点整備には具現的に社会資源をつなぐ有機的なネットワークが必要との提案があることから、一定の機能を持たせることを含め、関係機関との機能分担、連携の方策等について、検討してまいります。

地域生活支援拠点等の整備のイメージ





出典:厚生労働省資料



注:協議会開催時点でのイメージ図

出典:西東京市地域自立支援協議会(平成28年度第3回)資料

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数を平成 29 年度には 15 人とすること、また、平成 29 年度末までに就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者数を 47 人以上とすることを目標としていました。平成 28 年度末時点の実績をみると、福祉施設から一般就労への移行者数は 27 人、就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者数は 38 人となっています。

本計画においては、国・東京都の考え方に即して、福祉施設からの一般就労等への移行等についての目標を次のように設定します。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
施設利用者のうち一般就労	40人(平成 28年度の一般就労への移行実績 27人の 1.5倍)
に移行する者の増加	
就労移行支援事業の利用者	8 人(平成 28 年度末における利用者数 38 人の 2 割)
の増加	
就労移行支援事業所のうち	5割(就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の
の就労移行率が 3 割以上の	事業所の割合)
事業所の割合	
就労定着支援利用者の1年	8割(就労定着支援を開始した1年後の職場定着率)
後の職場定着率	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町 村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

本計画においては、「こどもの発達センター・ひいらぎ」のセンター化に向けた取組をはじめ、国・東京都の考え方に即して、障害児支援の提供体制の整備等の目標を次のように設定します。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保については、事業者への情報提供などによる、新規事業者の誘致や、既存の児童発達支援、放課後等デイサービス、重症心身障害者通所事業を実施する事業者との情報交換、働きかけ等のほか、近隣自治体(北多摩北部保健医療圏、小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市)との連携も視野に確保を目指します。

事業所の確保にあたっては、既存支援機関との役割分担や、重症心身障害児を受け入れる ための人員配置等が必要になります。現在、東京都においても検討がされており、都の検討 を待って、西東京市におけるあり方を議論していきます。

保育所等訪問支援事業については「こどもの発達センター・ひいらぎ」での平成 29 年度 の試行実施等を踏まえ、引き続き事業化に向けた検討を進めていきます。

発達障害等の早期発見、早期療育、障害のある児童及び訪問先の保育施設等に対する支援は、すでに実施している「こどもの発達センター・ひいらぎ」の巡回訪問等で対応していきます。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
児童発達支援センターの設 置	児童発達支援センター設置に必要な諸条件を洗い出し、「こ どもの発達センター・ひいらぎ」のセンター化を目指しま す。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成 29 年度に試行実施した内容をさらに検証し、事業化に向け取り組むとともに、市内幼児・保育施設に対し、現在実施している独自の訪問支援事業についても、その機会の提供強化に努めます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	情報提供等による新規事業者誘致や、既存の事業者との情報交換、働きかけ等のほか、近隣自治体との連携も視野に確保を目指します。 なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業においては、選定された事業者から提案のあった医療的ケア 児対象放課後等デイサービス事業の実施に向けた調整を行ってまいります。
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児及びその家族支援に向け、相談支援の充実な ど保健、医療、福祉、保育、教育等が連携するしくみづく りや、関係機関が協議する場の設置の検討を行います。

第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害福祉サービス、相談支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
	居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴や排せつ、食事などの介
	冶七八酸	助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、
	生皮切り/1 碳	食事などの介助や外出時の移動などを総合的に行います。
訪	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出に必要な情報
問系	川打丁友護	の提供や移動の援護などを行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、
	1」到技長	行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
	重度障害者等	常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介
	包括支援	護などのサービスを包括的に提供します。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作
	上泊月 층	的活動などの機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における
	(機能訓練、生活訓練)	身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及
	,	び能力の向上のために訓練を行います。
		通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産
ロ 中	就労継続支援	活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練
日中活動系	(A 型、B 型)	を行います。雇用契約を伴うA型と、雇用契約を伴わないB型が
一		あります。
		就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労
	就労定着支援	に伴う環境変化などにより、生活面の課題が生じている方に対し
	(新設)	て、相談を受け必要な助言をしたり、会社や関係機関などとの連
		絡調整を行います。
	· 庆美八部	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間病院等
	療養介護	において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。

区分	サービスの種類	サービスの内容
	短期入所	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者(児)
	(福祉型、医療型)	が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行いま
		す。
		グループホームなどを利用していた方が、ひとり暮らしを始めた
	自立生活援助	ときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が
	(新設)	起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連
屋		絡調整を行います。
居住系	共同生活援助	共同生活を行う住居 (グループホーム) に入居する障害者に対し、
	(グループホーム)	夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食
	心政人別文援	事の介護などの支援を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、その人に適した障害福祉サー
相	計画性談义接	ビスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行います。
相談支援	地域相談支援	施設や病院に入所・入院している障害者に対して地域生活に移行
援	(地域移行支援、	するための支援を行ったり、地域で生活する障害者に対して地域
	地域定着支援)	生活を継続するための支援を行います。

1 訪問系サービス

① 実績・見込み量

訪問系サービスの平成 28 年度の利用者数は 164 人で、利用時間は 13,802 時間でした。 平成 32 年度の訪問系サービスの利用者数、利用時間をそれぞれ 152 人、12,792 時間と見込みます。

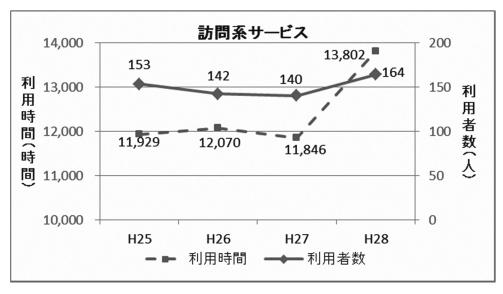
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
居宅介護重度訪問介護	利用者数	164人	149人	150人	152人
同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	利用時間	13,802 時間	12,540 時間	12,624 時間	12,792 時間

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用時間]

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

訪問系サービスの利用者数は、平成 27 年度までは微減の傾向にありましたが、平成 28 年度には増加に転じています。利用時間についても、平成 27 年度まではほぼ横ばいで推移した一方、平成 28 年度は利用者増にともない利用時間も増加しました。一人あたりの利用時間は、平成 25 年度は約 78 時間でしたが平成 28 年度では約 84 時間でした。



【算出の考え方】

訪問系サービス全体の利用者数は増加し、一人あたりの利用時間は平成 28 年度実績から大きくは変動しないと推測して、利用者数および利用時間を見込みます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、訪問系サービスを 挙げる人は他のサービスに比べ少なくはありません。また、訪問系サービスの未利用者の今 後の利用意向は、各障害種別とも 1 割程度みられ、一定の潜在ニーズがあることがうかがえ ます。

事業者を対象としたヒアリング調査では、重度訪問介護や夜間の居宅介護サービスに対応 できる事業所が少ないことや、医療的ケアが必要な障害者の家族等を中心に、夜間の居宅介 護サービスのニーズが高まりつつあることが指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

訪問系サービスについては、今後、増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等への情報提供を進め、障害福祉サービスの訪問系サービスへの参入を促します。また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 実績・見込み量

生活介護の平成 28 年度の利用者数は 292 人でした。平成 32 年度の生活介護の利用者数を 312 人と見込みます。

 平成 28 年度 (実績)
 平成 30 年度 (見込)
 平成 31 年度 (見込)
 平成 32 年度 (見込)

 利用者数
 292 人
 301 人
 306 人
 312 人

5,909日

6,007日

6,125日

5,732日

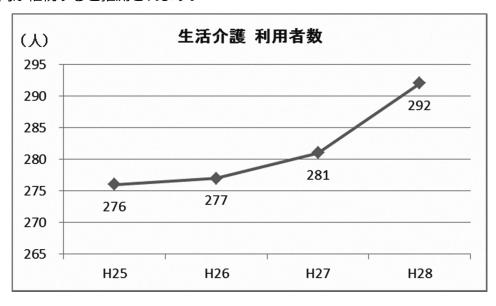
[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用日数

生活介護の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度まではほぼ横ばいから微増で推移してきましたが、平成 28 年度には前年の 281 人から 292 人へと増加しています。今後も増加傾向が継続すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、生活介護の利用日数は、利用者 1 人あたり 19.6 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応する必要があることから、生活介護だけでなく、他のサービスや地域活動支援センターを含めた日中活動の場の確保について検討が必要です。

事業者を対象としたヒアリング調査では、現在、就学年齢にある子どもを持つ保護者等より、学校を卒業した後に利用できる施設やサービスとしての、生活介護の利用ニーズが 指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていきます。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業においては、医療的ケアを必要と する方を支援する重症心身障害者通所事業を含めた生活介護事業の実施に向け、選定された 事業者との調整を行ってまいります。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

利用日数

利用者数

利用日数

① 実績・見込み量

(機能訓練)

自立訓練

(生活訓練)

自立訓練の平成 28 年度の利用者数は機能訓練が 1 人、生活訓練が 11 人でした。平成 32 年度の自立訓練の利用者数を、機能訓練が 2 人、生活訓練が 11 人と見込みます。

 平成 28 年度 (実績)
 平成 30 年度 (見込)
 平成 31 年度 (見込)
 平成 32 年度 (見込)

 自立訓練
 利用者数
 1 人
 2 人
 2 人
 2 人

16日

10人

162日

16日

11人

178日

16日

11人

178日

8日

11人

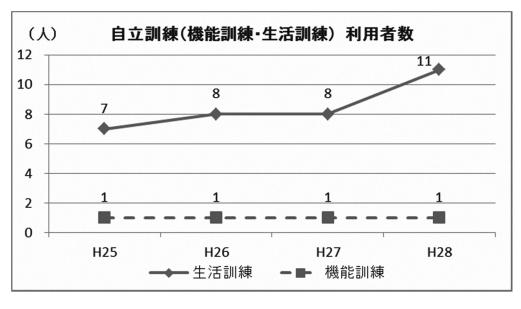
178日

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、自立訓練(生活訓練)の利用者は増加傾向にあり、今後も増加傾向 が継続すると推測されます。自立訓練(機能訓練)の利用者は横ばいです。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、自立訓練(機能訓練)の利用日数は、利用者 1 人あたり 8 日、自立訓練(生活訓練)利用日数は、利用者 1 人あたり 16.2 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

自立訓練(機能訓練)については、近隣に事業所が少ないことや、最長1年6ヶ月の訓練期間が終了した後に利用できる日中活動の場が少ないことから、利用者は1名で横ばいとなっています。機能訓練を必要とする身体障害者の多くは、保谷障害者福祉センターで提供するリハビリテーションを利用しているのが現状です。

自立訓練(生活訓練)については、日中活動系サービスの利用や就労を始める前にこの サービスを利用するケースが多く、日中活動系サービスの利用の増加等に伴い、今後も増 加傾向が続くと考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの 提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

なお、自立訓練(機能訓練)に関連するリハビリテーションの利用ニーズに対しては、引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めて行きます。

(3) 就労移行支援

① 実績・見込み量

就労移行支援の平成 28 年度の利用者数は 38 人でした。平成 32 年度の就労移行支援の利用者数を 53 人と見込みます。

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

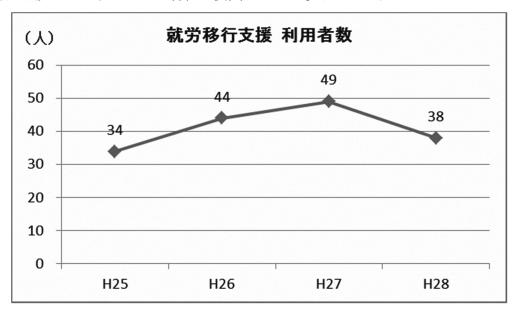
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
+F-14-76/+-110	利用者数	38人	48人	51人	53 人
就労移行支援	利用日数	688日	787日	829日	871日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度から平成 27 年度にかけ、就労移行支援の利用者数は増加を続けてきましたが、平成 28 年度には、前年の 49 名から 38 名へと減少しました。

利用者の一般就労の実現が進むと、事業所としては利用者が減少するため、事業継続の ためには新規に利用者を確保することが必要になります。このように、就労移行支援の利 用者数の減少には、サービスの特性も要因の一つに挙げられます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、利用者 1 人あたりの利用日数は 18.1 日でした。平成 30 年度 以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年 6 月に改正された障害者雇用促進法 (平成 28 年 4 月 1 日施行) 等の影響により、精神障害者を中心に、就労に関するサービスのニーズは高まりつつあります。近年の実績の推移に加え、平成 30 年 4 月より、市内で新規に1事業所が開設予定であることも踏まえると、利用者数の増加傾向は続くと考えられます。

また、精神障害者に加え、知的障害者において今後の利用意向が高く、今後の利用者の 増加が推測されます。事業者を対象としたヒアリング調査では、特にオフィスワーク等で の就労に向けた訓練が行える事業所の不足が指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備においては、就労移行支援事業の実施 に向け選定された事業者との調整を行ってまいります。

(4) 就労継続支援(A型・B型)

① 実績・見込み量

就労継続支援の平成 28 年度の利用者数は、A型(雇用型)が 10 人、B型(非雇用型)が 390 人でした。平成 32 年度の就労継続支援の利用者数を、A型が 14 人、B型が 442 人と見込みます。

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
±0.3444004.±1.471.4.471	利用者数	10人	12人	13人	14人
从力松杭又拔 A坚	労継続支援A型 利用日数		214日	231日	249日
就労継続支援B型	利用者数	390人	407人	424人	442 人
, 机力胚就又拔 B 垒	利用日数	6,886日	7,179日	7,481 日	7,800 日

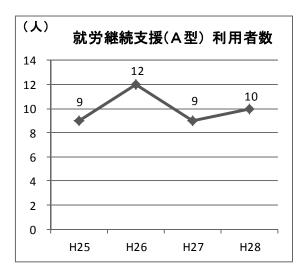
[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

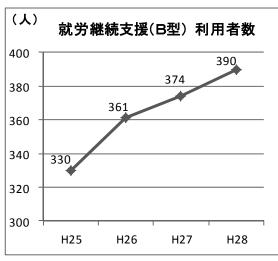
② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

就労継続支援A型は、平成25年度から平成28年度にかけて、10名前後の利用者数となっています。実績の推移をみると、今後やや増加していくと考えられます。

就労継続支援 B 型は、生活介護と同様に、平成 23 年度末までの事業所の法内化等の影響により、平成 26 年度までは利用者数の急速な増加が続きました。平成 27 年度以降、増加ペースは落ち着いているものの、今後も増加傾向が継続すると推測されます。





【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、就労移行支援 A 型、就労移行支援 B 型の利用日数は、それぞれ利用者 1 人あたり 17.8 日、17.6 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年6月に障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになり、本法律は平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策から就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、就労継続支援を挙げる人は、知的障害者で1割強、精神障害者で約2割となっていますが、身体障害者では2%にとどまっています。

就労継続支援(A型)については、近隣も含め事業所数がほとんどなく、利用者も少ないのが現状です。利用者と雇用契約を結ぶ必要があることから、最低賃金の確保等経営上の困難があり、事業所数が伸び悩んでいると考えられます。

就労継続支援(B型)については、利用者数、事業所数ともに増加していますが、事業者の意見として、利用者の高齢化が進んでおり、事業所の分化(利用者の能力や特性に合った事業所を整備)による、サービス充実の必要性も指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

就労継続支援(B型)は、市内のいくつかの事業所では満員に近く、これ以上の利用者の受け入れは難しいとの意見もあります。近隣の特別支援学校の卒業生など、今後も継続的に新規の利用希望者が見込まれるため、今後の新規参入支援などの方法や、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策などについて引き続き検討していきます。

就労継続支援(A型)は、近隣地域においても事業所の撤退等の動きがみられるため、需要を見極め、必要に応じて事業所の誘致等に取り組みます。

また、引き続き「就労支援センター・一歩」を中心とした就労支援体制などにより、より 就労しやすい環境づくりを目指していきます。

(5) 就労定着支援

① 実績・見込み量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数を 10 人と見込みます。

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数]

		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
就労定着支援	利用者数	-	2人	5人	10人

② 見込み量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、福祉就労を卒業し、企業就労した方の定着に向け、企業就労に伴い生じる 生活面の課題に対する支援(体調管理、金銭管理、生活リズムの整え、服薬管理等)を行う サービスです。生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績および、 一般就労に移行した人数を勘案し、算出します。

事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や生活訓練、放課後等デイサービスといった事業を展開している事業者より、就労定着支援への参入意向が示されており、事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

西東京市では、「就労支援センター・一歩」において、障害者の就労定着に向けた事業(相談、情報提供、採用に向けた支援、採用後の生活支援等)を実施しています。今後の就労定着支援事業所の開設、サービスの開始を視野に入れ、「就労支援センター・一歩」は、生活面の支援以外の業務である、相談や情報提供、採用に向けた支援等の業務に重点的に取り組むよう、シフトしていくことが考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

(6)療養介護

① 実績・見込み量

療養介護の平成 28 年度の利用者数は 18 人でした。平成 32 年度の療養介護の利用者数を 19 人と見込みます。

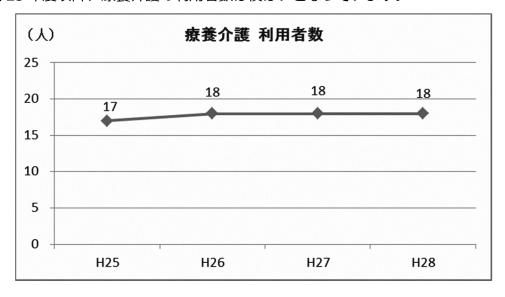
[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
療養介護	18人	19人	19人	19人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、療養介護の利用者数は横ばいとなっています。



【算出の考え方】

平成30年度以降の利用者数についても、平成28年度以前と同水準で推移すると推定されます。一方で、現在、療養介護を提供できる施設(病院)が都内でも数か所しかないため、今後も利用調整が必要です。

③ 見込み量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

(7)短期入所(福祉型・医療型)

① 実績・見込み量

短期入所の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、福祉型が 77 人(延 317 日)、医療型が 9 人(延 55 日)でした。平成 32 年度の短期入所の利用者数と利用日数を、福祉型が 104 人(延 426 日)、医療型が 9 人(延 55 日)と見込みます。

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

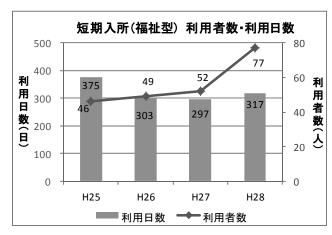
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
短期入所	利用者数	77人	86人	94人	104人
(福祉型)	利用日数	317日	352日	387日	426日
短期入所	利用者数	9人	9人	9人	9人
(医療型)	利用日数	55日	55日	55日	55日

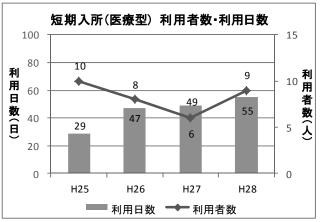
② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

短期入所(福祉型)の利用者数は、平成25年度から平成27年度にかけ、横ばいから微増で推移していますが、平成28年度には、前年度の52人から77人へと大きく増加しています。一方で、利用日数は平成25年度の375日から平成26年度には303日へと減少し、平成26年度から平成28年度までは横ばいから微増で推移しています。この実績から、利用ニーズは高まっているものの、サービス事業所数の不足等により、利用日数は伸び悩んでいる状況にあると考えられます。

短期入所(医療型)の利用者数は、平成26年度から平成28年度にかけ、10名弱で推移しています。平成27年度は6名に減少しましたが、平成28年度には9名と増加しています。 今後も利用者数は10名弱で推移すると推測されます。





【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、短期入所(医療型)の利用日数は、利用者 1 人あたり 6.1 日、短期入所(福祉型)の利用日数は、利用者 1 人あたり 4.1 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

短期入所は、特に障害児や知的障害者において、サービス未利用者の利用意向が高く、サービス利用者においても、今後の継続的な利用意向が示されています。また、事業者を対象としたヒアリング調査では、「保護者や支援者の負担軽減のため、利用ニーズは強いが、受け入れ先が不足している」という状況が複数の事業所より指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備においては、短期入所事業の実施に向 け選定された事業者との調整を行ってまいります。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

① 実績・見込み量

平成30年度より新設されるサービスであり、平成32年度の利用者数を2人と見込みます。

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
自立生活援助	利用者数	-	1人	2人	2人

② 見込み量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者が、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うものです。施設入所支援、共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績、地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案し、算出します。

また、事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や相談支援等の事業を行っている複数の事業者より、自立生活援助への参入意向が示されています。事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

③ 見込み量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

(2) 共同生活援助(グループホーム)

① 実績・見込み量

共同生活援助 (グループホーム) の平成 28 年度の利用者数は 155 人でした。平成 32 年度の共同生活援助の利用者数を 205 人と見込みます。

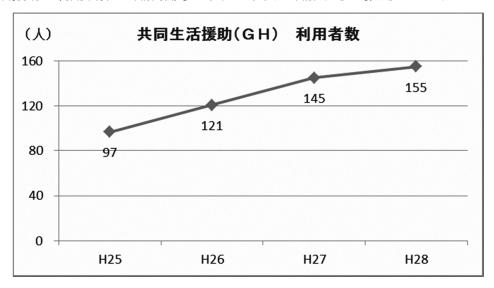
[サービス見込み量/利用者数]

	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
共同生活援助(グループホーム)	155人	176人	190人	205 人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

共同生活援助の利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

第4期障害福祉計画にグループホームの整備促進を位置づけ、グループホーム設置者に対し、補助制度等に関する情報提供、調整等必要な支援を行い、市内グループホームの誘致を図ってきました。

第 4 期障害福祉計画策定時に 27 ユニットだった市内グループホームは、社会福祉法人 等事業者により、精神障害者の滞在型グループホームも含めて、新たなグループホームの 開設が行われ、現在は 37 ユニットが開設されている他、複数の施設整備の計画が進んで いることから、一定の進捗が図られていますが、身体障害者を主たる対象とするグループホームが市内には開設されていない状況です。

国が、福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていることに加え、事業所や障害者団体・障害者支援団体を対象としたヒアリング調査では、「親亡き後」を見据えた居住の場の整備に対するニーズの高さから、今後も引き続きグループホーム設置の誘致を進めていく必要があります。

③ 見込み量確保のための方策

グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新 規事業者の誘致等を図っていきます。

身体障害者を主たる対象とするグループホームの整備には、バリアフリー化に対応するスペースや設備が必要となることや、身体介護等に複数名での介助が必要な場合があること等の課題がありますので、施設整備に関する土地確保について、東京都が進めている都有地活用による福祉インフラ整備事業の活用等を検討します。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備について、共同生活援助事業の実施に 向け選定された事業者との調整を行ってまいります。

(3)施設入所支援

① 実績・見込み量

施設入所支援の平成 28 年度の利用者数は 147 人でした。平成 32 年度の施設入所支援の利用者数を 154 人と見込みます。

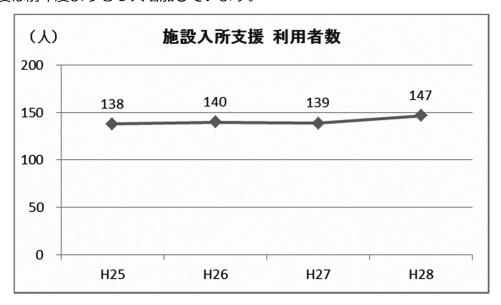
[サービス見込み量/利用者数]

	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
施設入所支援	147人	149人	151人	154人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

施設入所支援の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけては横ばいで推移し、平成 28 年度は前年度よりも 8 人増加しています。



【算出の考え方】

入所待機者は昨年度より増加しており、施設の空き状況によっては利用実績の増加が見込まれます。しかしながら、施設入所支援の事業所については、既存事業所がない地域に限り事業所の新設が認められることから、新たな施設整備は難しい状況にあります。また、入所施設から地域生活へ移行する人の数は年々減少傾向にあることから、施設入所者の地域移行が進みづらい状況が推測されます。

今後、全国的にグループホーム等の地域移行の受け皿が整備され、入所施設の空きが生まれていかなければ、施設入所のニーズ増加に対応するのは難しいと考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

国が示す基本方針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難であり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談等に取り組みます。

4 相談支援

(1)相談支援について

障害者総合支援法では、相談支援は「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」に 分類され、「基本相談支援」と「計画相談支援」を行う事業は「特定相談支援」、「基本相談支援」と「地域相談支援」を行う事業は「一般相談支援事業」と定義されています。

相談の種別	概 要	相談実施者
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につい	○市町村が直接または
	て、障害者(児)、障害児の保護者または障害者(児)	○指定特定相談支援事
	の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供	業者[委託]または
	及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害	│ │○指定一般相談支援事
	福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を	業者[委託]
	総合的に供与します。	[2323]
計画相談支援	サービス利用支援と継続サービス利用支援があり	○指定特定相談支援事
	ます。サービス利用支援は、障害者の心身の状況、そ	業者(計画作成担当)
	の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの	
	内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給	 ※市町村長が事業者を
	決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映し	 指定
	たサービス等利用計画の作成等を行います。継続サー	
	ビス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるか	
	どうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案し	
	てサービス等利用計画の変更等を行います。	
地域相談支援	地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行	○指定一般相談支援事
	支援では、障害者支援施設等に入所している障害者ま	業者(地域移行・定着担当)
	たは精神科病院に入院している精神障害者に対して、	
	住居の確保その他の地域における生活に移行するた	 ※都道府県知事が事業
	めの活動に関する相談その他の便宜を供与します。地	者を指定
	域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活す	
	る障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を	
	確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に	
	おいて相談その他の便宜を供与します。	

(2)計画相談支援

① 実績・見込み量

計画相談支援には、サービス等利用計画案を作成する「サービス利用支援」と、サービス等利用計画の検証等を行う「継続サービス利用支援」(モニタリング)があります。

サービス利用支援と継続サービス利用支援を合わせ、平成 32 年度の計画相談支援の利用者数を 186 人と見込みます。

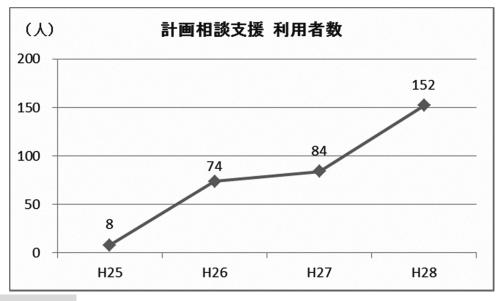
	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
計画相談支援	152人	139人	162人	186人

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数]

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

計画相談支援の利用者数は、平成 25 年度には 8 人でしたが、平成 28 年度には 152 人と 大きく増加しています。



【算出の考え方】

平成 27 年度より、障害福祉サービスの支給決定の際には、市に対する「サービス利用計画案」の提出が義務付けられることとなりました。このことにより、平成 26 年度以降、計画相談の利用者が大きく増加したと考えられますが、今後は増加が鈍化すると想定されます。

今後、精神障害者の地域生活への移行を促していく上で、住居や日中生活の場の確保とと もに、相談支援も重要であり、精神障害者による計画相談支援の利用が増加することも考え られます。

③ 見込み量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての障害者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、 市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計 画作成の案内を進めていきます。

(3) 地域相談支援

① 実績・見込み量

地域相談支援の平成 28 年度の利用者数は、地域移行支援、地域定着支援ともに 0 人でした。平成 32 年度の地域相談支援の利用者数を、地域移行支援、地域定着支援ともに 2 人と見込みます。

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
地域移行支援	0人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	2人	2人	2人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

「地域相談支援」の利用者数は、平成 26 年度、平成 27 年度では各 1 人、平成 28 年度では実績はありませんでした。「地域定着支援」の利用者数は、平成 26 年度に 2 人、平成 27 年度、平成 28 年度では実績はありませんでした。

これまでのところ、障害者総合支援法上のサービスの利用としての実績はほとんどありません。これは、地域相談支援を提供する一般相談支援事業所がサービス提供を行う代わりに、 保谷障害者福祉センター等の地域活動支援センターが、実質的に同様の支援を提供している ためと考えられます。

【算出の考え方】

今後、一般相談支援事業所による障害者総合支援法上のサービスとしての支援へと移行していけば、利用実績は増加する可能性がありますが、近年の実績から、平成 30 年度以降も同水準の利用状況となることが推定されます。

③ 見込み量確保のための方策

地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者 数は増加する一方で、地域生活へ移行する方の数は年々減少している傾向を考えると、地域 での生活の受け皿となるグループホーム、日中活動の場としての生活介護等のサービスの整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられます。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホームや、日中活動系サービス(生活介護等)等の基盤の整備を検討します。

第5章 障害児支援の見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害児支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
『辛	医療型児童発 達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
障害児通所支援	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
援	保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団 生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児 童発達支援(新 設)	重度の障害などがあり、障害児通所支援を利用するために外出することがとても難しい障害児に対して、そのお宅を訪問して発達 支援を行います。
障害児	己相談支援	障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成 やモニタリングなどの支援を行います。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

① 実績・見込み量

児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、150 人(延 757 日)でした。平成 32 年度の児童発達支援の利用者数と利用日数を、156 人(延 754 日)と見込みます。

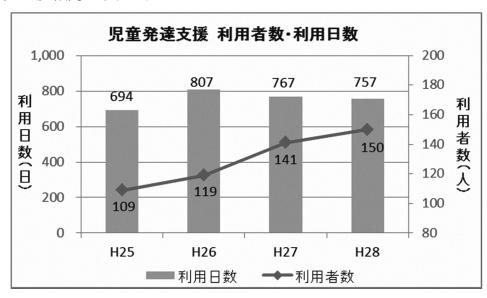
[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
児童発達支援	利用者数	150人	145人	150人	156 人
	利用日数	757日	752日	753 日	754日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて増加傾向にあります。利用日数は平成 26 年度以降、減少傾向にあります。



【算出の考え方】

事業者を対象としたヒアリング調査では、各事業所とも利用者が増加し、ほぼ定員に近い 受け入れ状態にあることが指摘されています。

一方で、利用者の多くは、幼稚園や保育園にも通園しており、「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、独自の取組として幼稚園や保育園からの相談対応、巡回相談を実施しているほか、児童の発達に関する講演会等の実施や母子保健事業との連携等を児童発達支援事業に加えて実施すること等によって、障害や発達に課題のある児童に対して、拠点機能としての総合的な支援を行っています。

③ 見込み量確保のための方策

発達に関する課題を早期に発見し療育につなげることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効です。一方で、市内の児童発達支援事業を実施する事業所は2施設のみであり、事業所の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

また、児童発達支援センター化への検討や保育所等訪問支援事業の試行実施等を行うとと もに、療育事業の効率化及び発達支援コーディネーターの増員を図ることにより、市の役割、 民間事業所との役割分担、連携によって、児童の発達に関する支援の充実を図ります。

(2) 放課後等デイサービス

① 実績・見込み量

放課後等デイサービスの平成 28 年度の利用者数と利用日数は 327 人(延 2,046 日)でした。平成 32 年度の放課後等デイサービスの利用者数と利用日数を 476 人(延 2,978 日)と見込みます。

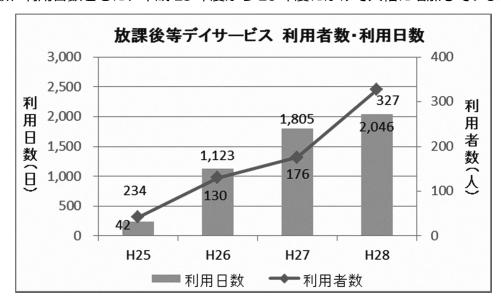
[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
放課後等	利用者数	327人	359人	417人	476 人
デイサービス	利用日数	2,046 日	2,246 日	2,609日	2,978日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数、利用日数ともに、平成25年度から28年度にかけて大幅に増加しています。



【算出の考え方】

放課後等デイサービスの不足状況や、拡充を望む意見に対応すべく、西東京市では施設の 誘致、事業者の確保等に力を入れてきたことで、放課後等デイサービスの事業所数は急激に 増加してきたところですが、アンケート調査結果では、未利用者のうち約4割が新規に利用 したいとの意向を示しているなど、更なる需要が見込まれます。 一方で、事業所を対象としたヒアリング調査では、事業所数の急激な増加に伴う需要と供給バランスの問題や、事業所間の競争が今後厳しくなることが指摘されています。また、障害者団体・支援団体へのヒアリング調査では、事業所数は増えたものの、サービス水準にばらつきがあるとの指摘があり、サービスの量的な確保と並行して、サービス水準の維持や質の向上が課題だと考えられます。

サービス利用ニーズの急激な拡大の背景には、保護者の就労等のため、放課後から保護者 が帰宅するまでの時間に児童を預けたいと考えている保護者がいることも指摘されています。 また、放課後等デイサービスを利用することで、児童が親や保護者と接する機会が失われて いるとの声もあります。

③ 見込み量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施し、既存 事業所のサービス水準の向上に向け、各事業所の状況把握等を行うとともに、事業所による 情報交換の機会確保等の支援を行います。

今後も一定の需要増が見込まれますが、児童や保護者の状況に応じて、療育目的であれば 放課後等デイサービス、指導・育成目的であれば放課後児童健全育成事業等の利用を促すな ど、事業所とも連携した上で、サービスの適正な利用を促していきます。

なお、新たに放課後等デイサービス事業を実施する事業所に対しては、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れを促す等により、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の 実現を目指します。

また、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備においては、選定された事業者から提 案のあった医療的ケア児対象放課後等デイサービス事業の実施に向けた調整を行ってまいり ます。

(3)保育所等訪問支援

① 実績・見込み量

保育所等訪問支援の平成 28 年度の利用者数はありませんでした。平成 32 年度の保育所等 訪問支援の利用者数と利用日数を 2 人(延 4 日)と見込みます。

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
保育所等訪問支援	利用者数	0人	2人	2人	2人
	利用日数	0日	4日	4日	4日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 26 年度~平成 28 年度では実績はありませんでした。

【算出の考え方】

アンケートでは、サービス未利用者のうち 4.9%の方が、利用意向があると回答しています。

平成 29 年度現在、西東京市を含めて近隣にサービスの実施者がほとんどありません。

③ 見込み量確保のための方策

西東京市ではこれまでに利用の実績がありませんが、今後サービスの利用が必要となった 場合は、関連機関との連絡調整等の対応を行います。

なお、西東京市では、平成 29 年度において本事業を試行的に実施するなど、他の訪問事業との比較や検証を行っています。

(4)医療型児童発達支援

① 実績・見込み量

医療型児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は 1 人(延7日)でした。平成 32 年度の医療型児童発達支援の利用者数と利用日数を 2 人(延14日)と見込みます。

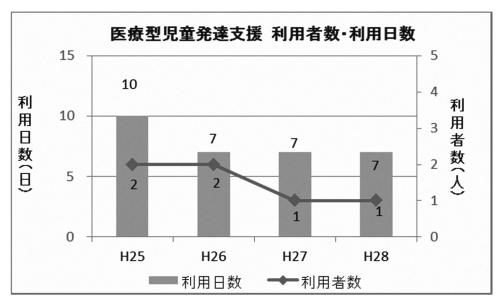
[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
医療型利用者	利用者数	1人	2人	2人	2人
児童発達支援	利用日数	7日	14日	14日	14日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25・26 年度は 2 人、平成 27・28 年度は 1 人です。



【算出の考え方】

今後も利用者数は同水準で推移すると推測されます。

③ 見込み量確保のための方策

サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めた上で、事業実施場所の確保に向け、 引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に 努めていきます。

また、「こどもの発達センター・ひいらぎ」の現行のサービスに加え、医療的ケアを要する 児童を対象とする児童発達支援事業所の設置が求められていることから、サービスを提供す る民間事業所の誘致に取り組みます。

(5)居宅訪問型児童発達支援

① 実績・見込み量

平成30年度より新設されるサービスであり、平成32年度の利用者数と利用日数を2人(延8日)と見込みます。

[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
居宅訪問型利	利用者数	-	0人	2人	2人
児童発達支援	利用日数	-	0日	8日	8日

② 見込み量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、重症心身者などの重度の障害児であり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象とするものです。そのため、訪問教育、訪問看護等のサービス利用者数を勘案し、算出します。

③ 見込み量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

2 障害児相談支援

(1)障害児相談支援

① 実績・見込み量

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、障害 児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」(モニタリング)があります。

障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を合わせた、障害児相談支援の平成 28 年度の利用者数は 45 人でした。平成 32 年度の障害児相談支援の利用者数を 106 人と見込みます。

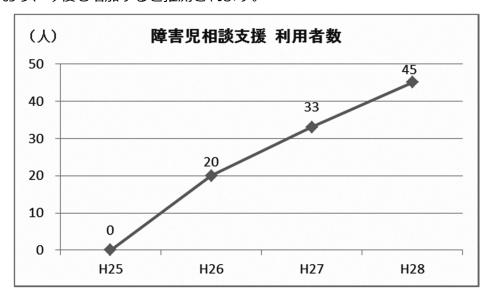
[サービス見込み量/1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
障害児相談支援	45 人	76 人	91人	106人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 26 年度は 20 人、平成 28 年度は 45 人です。2 年間で 2 倍以上の利用者となっており、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 27 年度より、障害児通所サービスの支給決定の際には、市に対する「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられましたが、障害者相談支援事業所が少ないため、児童の計画の多くは「セルフプラン」となっています。

障害児の社会的な自立に向けた療育においては、早期療育が重要であることから、専門的 知識を持つ相談支援員によって、それぞれの障害児のニーズに合った計画が作られるよう、 障害者相談支援事業所の体制を強化していく必要があると考えられます。

また、その体制整備が図られるまでの間は、これまで同様に、市の「こどもの発達センター・ひいらぎ」が側面から支援する等、利用者に寄り添った支援を継続していく必要があります。

③ 見込み量確保のための方策

西東京市では、これまでの側面的な支援のほか、放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。

第6章 地域生活支援事業の見込み量と取組の方向

1 地域生活支援事業について

障害福祉サービス等は個人へのサービスですが、地域生活支援事業には、啓発や奉仕員の 養成など幅広い事業が含まれます。

事業の種類	事業の内容
	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域におけ
	る自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決
移動支援事業	定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保
	険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお
	移動の支援を要する場合に対象となります。
地域活動支援セ	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供な
ンター	どを行う地域活動支援センターを設置します。
	1) 障害者相談支援事業
	・一般的な相談支援
	2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
1□='\/ - +-1= \/	・基幹相談支援センター等への専門的職員の配置
相談支援事業 	・地域の相談支援事業者への指導、助言 など
	3) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
	・入居希望者への手続き、調整の支援
	・家主等への相談、助言のなど
	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、
 日常生活用具給	②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、
付等事業	⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付しま
	ब .
	手話通訳者、要約筆記者(パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む)
 意思疎通支援事	を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事
業	業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通
	を仲介する事業です。
手話奉仕員養成	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手
一研修事業	話奉仕員を養成します。

事業の種類	事業の内容
	研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社
理解促進研修・啓 発事業	会の実現を図ります。障害者等の理解を深めるための教室等の開催や、事
	業所訪問、イベント開催、広報活動などが考えられます。
	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援
 自発的活動支援	することにより、共生社会の実現を図ります。ピアサポート、災害対策活
事業	動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援などの
	支援が考えられています。
	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であ
成年後見制度利 用支援事業	ると認められる障害者のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の
7132432 3 314	利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。
	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保
成年後見制度法 人後見支援事業	できる体制を整備するとともに、研修や検討会の実施等、市民後見人の活
八区加入城于米	用も含めた法人後見の活動の支援を行います。
	1) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業
	家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対
	し、巡回入浴サービスを実施します。
	2) 日中一時支援事業
	日中の時間帯において、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、
	学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、
	社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。
その他の事業	3) 生活サポート事業
(任意事業)	介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行
	わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホ
	ームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)
	を行います。
	4) 障害者スポーツ支援事業(社会参加促進事業)
	市内在住の障害者及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する
	市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施
	します。

2 地域支援事業の見込み量など

(1)移動支援事業

① 実績・見込み量

移動支援事業の平成 28 年度の利用者数は 309 人でした。平成 32 年度の移動支援事業の利用者数を 354 人と見込みます。

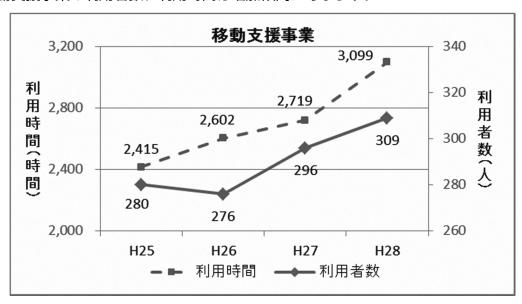
[事業見込み量/1か月あたりの利用者数、利用時間]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
利用者数	309人	330人	342 人	354人
利用時間	3,099 時間	3,354 時間	3,533 時間	3,712 時間

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

移動支援事業の利用者数、利用時間は増加傾向にあります。



【算出の考え方】

移動支援事業は、利用者のニーズが高い一方、多くの事業者からは、行政の支援を求める声が挙がっていることから、サービスの担い手の確保に向けて、ガイドヘルパーの養成研修実施等の方策を検討します。

本市では、移動支援事業の対象として、社会参加、余暇活動に加え、市の独自施策として、障害児の学校への通学、放課後等デイサービスへの通所を移動支援の利用対象としてきましたが、平成 29 年度からは障害者の作業所への通所も利用対象とすることで、障害者の移動の支援、社会参加の促進を図っています。

また、利用者の利便を図るため、2 ヶ月を単位とする利用時間の繰越等を実施していますが、引き続き、外出の支援によって社会参加の機会を提供する事業の目的を達成するため、支給決定の原則を踏まえた、制度の範囲内での利便性の向上を検討します。

(2)地域活動支援センター

これまで、西東京市には身体障害者を対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」が整備されていましたが、知的障害者を対象とする地域活動支援センターが確保されていない状況だったため、第4期計画では、知的障害者を対象とする地域活動支援センターの確保を重点推進項目とし、平成28年度に、「地域活動支援センター・ブルーム」が開設されました。

市内に身体障害者、精神障害者、知的障害者を対象とする地域活動支援センターが整備されたことにより、これらの施設を拠点とした、相談支援体制や日中活動支援の充実を図っている状況にあります。

[事業見込み量/	1か月あた	り利用者数]

	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
利用者数	293人	310人	310人	310人

保谷障害者福祉センターでは、身体障害者や高次脳機能障害者に対して、リハビリテーション等のサービスを提供しており、利用者数は年々増加しています。また、高次脳機能障害者への支援においては、医療機関との連携や、相談事業の充実を図っています。

地域活動支援センターの利用者数増加の背景には、これまで、相談支援体制の充実や、障害のある人の社会参加の推進(日中活動等に対する支援)等に取り組んできたことも要因の一つだと考えられます。

一方で、地域活動支援センターの機能としては、地域活動支援センターを通じて、最適な 社会資源の利用につなげていくことも必要であると考えられます。

(3)相談支援事業

西東京市では、基幹相談支援センター(障害福祉課)、相談支援センター・えぽっくを中心に、各地域活動支援センター(保谷障害者福祉センター、ハーモニー、ブルーム)が相談支援を実施しているほか、障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援の利用決定にあたり必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画を策定する特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携し、必要な相談支援の充実を図ります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるため、関係機関が連携し、機能や各機関の役割について明確にし、本計画期間内に整備することとなる地域生活支援拠点の機能として効率的・効果的に機能する相談支援体制の構築を目指します。

(4)日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会 参加を促進するための用具購入費用を給付する事業です。国の「補装具費支給制度」と比較 すると、本事業は市町村が行う地域生活支援事業として規定されており、具体的な対象品目 や対象者等が市町村の判断により決められることとなっています。

社会環境の変化や、支援用具開発の状況等を踏まえ、日常生活用具の支給品目の見直しを行うことによって、障害者の日常生活がより円滑に行われ、生活力の向上につながるように取り組みます。

(5) 意思疎通支援事業

① 実績・見込み量

平成28年度の実績および平成32年度までの見込みは表のとおりです。

[事業見込み量/利用実人数、年間の延べ派遣件数]

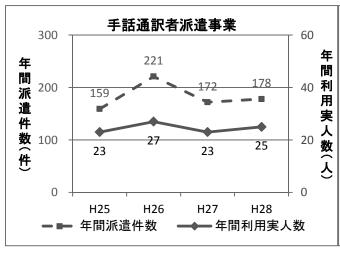
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
手話通訳者	利用実人数	25 人	25 人	25 人	26 人
派遣事業	派遣件数	178 件	175 件	175 件	182 件
要約筆記者	利用実人数	7人	11人	12人	12人
派遣事業	派遣件数	192 件	275 件	300 件	300 件

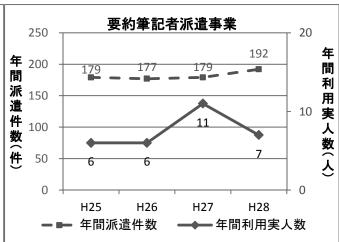
② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、年間利用実人数は横ばいとなっています。また、年間派遣件数は、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、横ばいからやや増加傾向にあります。

これまでの利用実績から、1 人あたりの派遣件数を、手話通訳者派遣事業では実利用者 1 人あたり 7 件、要約筆記者派遣事業では実利用者 1 人あたり 25 件と算出した上で、今後の社会参加の促進による聴覚障害者への情報保障の充実も考慮し、利用者数及び派遣件数を見込んでいます。





(6) 手話奉仕員養成研修事業

西東京市の登録手話通訳者を目指す方を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話 通訳者養成講座を実施しています。平成 28 年度は、前年度に比べて初級の修了者が増加し ています。

今後、手話奉仕員の人材を更に養成・確保していくために、本事業の周知に努め、継続的に受講者を確保していきます。

[修了者、受講者数/講習時間数]

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
クラス	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	受講者数 (人)	講習時間数 (時間)
初級	12	70	19	70	25	70
中級	15	70	12	70	23	70
上級	21	70	12	70	8	70
通訳養成	13	70	8	70	7	70
試験対策	6	30	8	30	15	30

[※]平成 29 年度の講習時間数は予定時間

(7)理解促進研修・啓発事業

「西東京市障害者基本計画」の中では、重点推進項目の1つとして「障害や障害のある人への理解の推進」を掲げています。

具体的な施策として、障害福祉に関する講演会の開催や、西東京市市民まつりや障害者週間等のイベントでの普及啓発活動、「障害者総合支援センター・フレンドリー」での地域交流イベントの開催等を実施しています。

(8) 自発的活動支援事業

西東京市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助を行っています。

また、西東京市内の自主団体が実施している「ペア・ピアカウンセリング」(障害のある子 どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組)等、障害のある人 やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行っています。

(9) 成年後見制度利用支援事業

西東京市では、従来から「権利擁護センターあんしん西東京」において、障害者や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところです。今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

(10) その他の事業

[事業見込み量/利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
在宅重度心身障害者(児) 入浴サービス事業	6人	7人	7人	7人
日中一時支援事業	92人	91 人	92人	91人
生活サポート事業	24人	28 人	30 人	32人
障害者スポーツ支援事業	48人	59 人	62 人	66 人

※年間実利用人数

1) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業

自宅の浴室での入浴や、保谷障害者福祉センター等で提供する入浴サービスの利用が困難な方が利用するサービスです。利用者数は 5 名前後で推移しており、平成 28 年度には 2 人増加しましたが、平成 28 年度実績から大きく変動はないものとして利用者数を見込みます。

2) 日中一時支援事業

平成 25 年度から平成 28 年度にかけては減少傾向にありますが、放課後等デイサービス事業所の整備等の影響があると考えられます。今後も利用者数の大きな変動はないものと考えられます。

3) 生活サポート事業

移動支援事業と併せて支給決定を行っています。臨時的にサービスが必要になったケースで支給することが多く、継続的な利用が少ないのが特徴です。

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、利用実績はやや増加傾向にあります。今後も増加傾向が続くことを推測して利用者数を見込みます。

4) 障害者スポーツ支援事業

障害者スポーツの支援として、障害者施策で、軽運動のスポーツ支援事業と、水泳事業(平成 28 年度から)を実施していますが、事業の周知に努めたこともあり、参加者数は増加傾向にあります。

なお、西東京市では、2020年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技 大会を見据えた共生社会の実現のために、スポーツ支援の充実を図っており、スポーツ振興 施策としては、年齢や障害の有無に関わらず誰もが参加できる「エンジョイ・ニュースポーツ」事業も実施しています。

第7章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) サービスの周知の拡充や利用の支援

アンケート調査において、障害福祉サービスを利用している人(「サービスを利用したことがない」「無回答」を除いた人)は、身体障害者調査で 22.0%、知的障害者調査で 50.0%、精神障害者調査で 27.9%、児童調査で 77.2%という状況です。サービスを利用しない理由として、様々な要因が考えられますが、サービスを利用できるためには、まず「どのようなサービスが利用できるのか」を知る必要があります。アンケート調査でも、自由回答において「どのようなサービスがあるのかわからない」「利用するにはどうしたらよいのかわからない」とする意見が見受けられ、障害福祉サービスがあることの周知や、サービスの使い方の周知に一層取り組んでいく必要があると考えられます。

障害福祉サービスの利用を希望する人に対して適切な情報を提供する案内役として、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所のサービス提供体制を拡充していくとともに、初めに困った時にまず対応できる、ワンストップ型の相談窓口(「基幹相談支援センター」、「相談支援センター・えぽっく」)の周知に引き続き取り組みます。

(2) 社会資源の充実や既存の社会資源の有効活用方法の検討

障害福祉サービス事業所等の社会資源の充実に向けては、引き続き、民間のサービス事業者に対して情報提供等を行い、市内への新規参入を誘致するなど、新規事業所の誘致や基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。加えて、既存の社会資源の有効活用として、定員増加や定員の弾力化等の検討を続けていきます。

また、社会資源の地域偏在や、市独自での整備が難しい社会資源の利用のため、移動に関する支援の方法も、引き続き検討していきます。

(3) 財源の確保

障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスの ニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金 等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

(4) 障害福祉サービスを担う人材の確保と育成

サービスを担う人材の確保や人材育成に取り組むことで、障害福祉サービス等の見込み量の増加に対応するとともに、提供するサービスの質を高めることにつながります。現状、東京都等で人材確保、育成策が取り組まれていますが、こうした動きと連携するなど、人材確保、育成に力を入れていく必要があると考えられます。人材の確保・育成のため、介護分野と連携した上で取り組むこと等も視野に入れていきます。

(5)障害福祉サービスの質の担保

サービス量の確保と並行し、サービスの質の担保にも取り組みます。特に、サービス量、 事業所数等が近年急速に拡大してきた放課後等デイサービス等において、訪問や見回りによる状況把握に努めた上で、各事業所へガイドラインの遵守、事業評価等を通じ、適正な運営がされるよう管理・指導をしていきます。

また、事業所間の情報交換を促し、地域におけるサービスの全体状況を把握することや、 事業所同士による連携等の動きにつなげていくこと、事業所へのサポート体制を整えるため、 事業所間の連絡会の設置等を検討していきます。

(6) 新たな支援ニーズやサービスの利用ニーズへの対応

わが国では、平成 25 年度より、障害者総合支援法における障害者・児の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象となったことや、平成 30 年度より、各市町村において障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと、「就労定着支援」「自立生活援助」「保育所等訪問支援」といった新規サービスを創設することにより、従前にないサービスの利用ニーズや支援ニーズを持つ障害者への対応体制を整えています。

一方で、平成27年7月、平成29年4月に難病の対象疾患が追加されるなど、難病対策は 見直しが継続的に行われている状況であり、また医療的ケアを必要とする児童を受け入れる 児童発達支援事業所や、放課後等デイサービスの確保が課題となっているなど、十分に支援 を受けられていない人もいる状況です。今後も新たな支援ニーズや、サービスの利用ニーズ に対応していくことが必要になると考えられます。 今後予想される、新たな支援のニーズや、サービスの利用ニーズ等の情報収集や把握に努めていきます。

2 PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である 地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリング を定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保

(1) 事業者の連携による支援ネットワーク

西東京市では、平成26年7月に障害関係事業所連絡会を発足させて、サービス事業者が相互に連携する基盤の整備を進めています。今後は会議の定例化を図り、密接な連携による障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

(2) 第三者評価の促進

利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第 三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、サービス事業 者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知や東京都の補助制度の活 用による受審経費の助成等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。

4 市民の理解と協働の推進

障害者基本法に定められている「障害者週間(毎年12月3日から9日までの1週間)」に 関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できる ような交流の場を積極的に提供します。

このほか、障害のある方などが災害時や日常生活の中で周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのヘルプカードや、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるためのヘルプマークの普及や、障害のある人への理解を深め、ちょっとした配慮や支援をしていただく西東京市独自の取組である障害者サポーターを広めるなど、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組を行っています。

これらの取組を通して、市民の障害や障害者に対する理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論等に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

その他、市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めます。

資料

1 西東京市地域自立支援協議会委員名簿

○平成 29 年 11 月 8 日まで

(敬称略)

分類	職業等		氏名
	日本福祉大学福祉経営学部 教授	綿	祐二
学識経験者	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平	雅夫
	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田	明子
保健及び	薫風会山田病院 院長	山田	雄飛
医療関係者	東京都多摩小平保健所 地域保健推進担当課長	筒井	智恵美
李思龙 李	東京都立田無特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	二宮	啓子
教育関係者	西東京市教育委員会 教育支援課長	清水	達美
	就労支援センター・一歩 所長	吉村	類
陪宝老佐訊	保谷障害者福祉センター 施設長	小川4	たし子
障害者施設	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井	元
関係者等	たなし工房 施設長	渡辺	真也
	社会福祉法人田無の会 たんぽぽ 施設長	高橋	加寿子
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	西東京市民生児童委員協議会 会長	海老澤	星 栄
障害当事者・家 族・関係団体	西東京市障害者福祉をすすめる会 会長	根本	尚之
<i>》</i> 太 风水四件	西東京市社会福祉協議会 あんしん西東京係長	関根	裕恵

○平成 29 年 11 月 9 日から

(敬称略)

分類	職業等		氏名
	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田	明子
学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部 助教	川口	真実
	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平	雅夫
保健及び	東京都多摩小平保健所 保健対策課 統括課長代理	髙橋	祥子
医療関係者	薫風会山田病院 院長	山田	雄飛
教育関係者	東京都立田無特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	二宮	啓子
教育関係 有	西東京市教育委員会 教育支援課長	清水	達美
雇用関係機関	就労支援センター・一歩 所長	吉村	類
	たなし工房 施設長	渡辺	真也
障害福祉サービ	保谷障害者福祉センター 施設長	小川	よし子
ス事業者	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井	元
	社会福祉法人田無の会 たんぽぽ 施設長	高橋	加寿子
	西東京市障害者福祉をすすめる会 会長	根本	尚之
障害当事者・家	西東京市民生児童委員協議会 会長	海老澤	異 栄
族・関係機関	西東京市社会福祉協議会 あんしん西東京係長	関根	裕恵
	(公社) 成年後見センター・リーガルサポート	山﨑	政俊

2 平成 29 年度 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会委員名簿

(敬称略)

分類	職業等		氏名
学 弹纹轮字	日本福祉大学福祉経営学部 教授	綿	祐二
学識経験者	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平	雅夫
保健及び	医療法人社団薫風会山田病院 医療相談室長	山口	さおり
医療関係者	医療法人社団時政会佐々総合病院リハビリテーション科	小澤	伸治
	多機能型事業所 さくらの園 施設長	橋爪	亮乃
障害者施設	西東京市障害者福祉をすすめる会 会長	根本	尚之
関係者等	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井	元
	学校法人武蔵野東学園 武蔵野東高等専修学校		一大
		小矢野	予 和子
公募市民		藤田	克己
		本間	利江

3 計画策定の経過

日程	内容
平成 29 年 6 月 14 日 (水)	第1回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
	○議題
	(1) 「第5期西東京市障害福祉計画・障害児福祉計画(平成30から32
	年度)」の策定及び平成 30 年度に予定する 「西東京市障害者基本計 画(平成 26 から 35 年度)」の改訂(中間年の見直し)について
	(2)計画策定に伴うアンケート及びヒアリング項目について
平成29年7月3日(月)	第2回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
	○議題
	(1)計画策定に伴う調査見本の内容の確認について
	(2)調査設計について
平成 29 年 8 月	アンケート調査実施
平成 29 年 8 月 21 日 (月)	第3回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
	(1)アンケート調査の実施について
	(2)泉小学校跡地活用に伴う障害者福祉施設整備について
	(1)アンケート(団体、事業所、通級)の内容について
	(2)第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における重点項目について
平成 29 年 8 月 ~ 9 月	障害者団体・サービス事業所等ヒアリング実施
平成 29 年 10 月 16 日(月)	第4回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
	○議題
	(1)第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 素案その1について
平成 29 年 11 月 20 日(月)	第5回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
T-100 (F 10 (F 14 (F (F))	(1)第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 素案その2について
平成 29 年 12 月 11 日(月) ~平成 30 年 1 月 10 日(水)	パブリックコメント実施
平成 29 年 12 月 15 日(金)	市民説明会
平成 30 年 2 月 19 日 (月)	第6回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
	○議題
	(1) 「第5期西東京市障害福祉計画・障害児福祉計画(平成30から32 年度)」の策定について

4 用語集

あ行

愛の手帳

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者(児)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳です。全国的には療育手帳と呼ばれ、東京都では、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで判定を受けた上で取得することができます。

アウトリーチ

英語で「手を指しのばす」という意味であり、社会福祉を担う機関がその職権により潜在 的な利用希望者に医療・福祉関係者が手を指し伸べ、利用を実現させるような積極的な支援 を行うことです。

一般就労

障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。在宅就労や起業なども含まれます。

医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、 在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

か行

ガイドヘルパー

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーです。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、 社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣されます。

基幹相談支援センター

障害者とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う施設です。障害の種別や年齢に 関わらず様々な相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の 相談機能の充実を図ります。西東京市では、障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置し ています。

高次脳機能障害

病気や交通事故など、さまざまな原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障害を指します。失語症・記憶障害・注意障害・失認症(半側空間無視・身体失認)・失行症・地誌的障害・遂行機能障害・行動と情緒の障害などがあり、身体上の障害とは異なり表面的には目立たず、また本人も意識しにくいために理解されにくいという特徴を持っています。外見からは分かりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。

さ行

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。児童発達支援センターの開設には、人員基準として嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が示されています。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。 一方で、児童発達支援事業は、障害児やその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置付けられます。

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、②制度(利用しにくい制度など)、③慣行(障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など)、④観念(障害のある人への偏見など)などが挙げられます。

重症心身障害児(者)

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)といいます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳です。指定医より「身体障害者診断書・意見書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口に申請し、審査を受けた上で障害等級が決定します。

ステップアップ雇用

精神障害もしくは発達障害がある人を試験的に雇用し、短時間労働からスタートし徐々に 就業時間を徐々に延長させていくことで、労働環境に慣れ、適切な就業復帰を目指すための 制度です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付される手帳です。精神疾患の診察をしている主治医・専門医に「診断書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口に申請することで取得できます。

成年後見制度

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護(財産管理や身上監護)する制度です。

セルフプラン

障害福祉サービスや、障害児通所支援サービスを利用するには、サービス等利用計画等が必要となります。サービス等利用計画等は、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者が作成する計画と、事業者に代わってサービスを利用する本人や家族等が作成する計画があり、本人や家族等が作成する計画をセルフプランと言います。

相談支援センター・えぽっく

障害の種別に関わらず、市内に在住する障害者・障害児、ならびにその家族または介護を必要とする方からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域のネットワークの活用によって課題の解決を図る相談支援センターです。平成23年5月に、障害者総合支援センター・フレンドリー内にオープンし、障害者の自立と社会参加を支援するとともに、障害者が社会を構成する一員として、地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図ります。

相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画 を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となっています。相 談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

た行

地域活動支援センター

地域の実情に応じ、障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う「I 型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う「II型」、基礎的事業の実施に加え、障害者を通所させ創作的活動を行う「II型」があります。

西東京市においては、保谷障害者福祉センター(主に身体障害のある方が対象)、ハーモニー(主に精神障害のある方が対象)、ブルーム(主に知的障害のある方が対象)が設置されており、各機関が連携の上、利用者からの相談にあたっています。

地域自立支援協議会

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。

通級指導学級

通常の学級に在籍する小学生が発音の改善のために通うことばの教室と、通常の学級に在籍する中学生が発達障害等による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導(自立活動)等を受ける中学校通級があり、週1回程度通うものです。

特別支援学級

障害のある児童・生徒に、少人数体制で指導し、自立生活、社会参加を目指し、主体的に 生きる力を育てる指導を行う、市立小・中学校に設置された学級です。知的障害と自閉症・情 緒障害を対象とした学級があります。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

特別支援教室

発達障害等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、学習面の部分的指導や社会性の 指導を必要とする児童を対象とした通級による指導です。特に発達障害の診断を必要とする ものではありません。部分的な指導により、通常の学級の教育課程を習得し、社会で自立し て生活できることを目指します。

は行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、人とのコミュニケーションや関わりに難しさが生じることがある ASD(自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群)、必要なことに注意を向けることや、じっとしていることが苦手な ADHD(注意欠如の多動性障害)、文字の読み書きや計算が苦手な LD(学習障害)があります。

発達障害の障害者手帳はなく、知的障害のある場合は療育手帳を、知的障害のない場合は 精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。

ピアカウンセリング

障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組です。

ファミリー・サポート

保護者が仕事や外出などで子どもを預かって欲しいときに、有償で預かり、地域の中で助け合いつつ子育てを行うための会員組織です。ファミリー会員(子どもを預けたい人)と、養成講習会を受講したサポート会員(子どもを預かる人、有償ボランティア)によって構成されます。西東京市では、社会福祉協議会が実施しています。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けている保護者のことです。保護者に対し、自身の経験を踏まえた共感性のある相談支援(地域資源についての情報提供等)を行うことができます。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、 楽しく子育てができるよう支援する、保護者向けのプログラムです。知的障害や発達障害の ある子どもを持つ保護者向けに障害による症状の改善や、子どもが感じている困難の軽減に つながる取組として開発されたもので、現在は子育てにおいて、より幅広く展開されていま す。

ヘルプカード

障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や 支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、携帯するものです。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。

平成30年4月1日より、国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%、民間企業は2.2%に引き上げられます。また、民間企業においては、対象となる事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上へと拡大されます。

や行

ユニット

グループホームにおいて、相互に交流を図りながらと共同で生活するグループの単位のことであり、またそうした生活を行うために必要な施設等の単位を指します。

ら行

ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、 介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるような支援を行うこと を指します。

ABC

PDCA サイクル

Plan (計画)→Do (実行)→Check (評価)→Action (改善)を繰り返し、業務を改善してい く手法です。

第5期西東京市障害福祉計画 第1期西東京市障害児福祉計画

平成 30 年 3 月

発行 西東京市健康福祉部障害福祉課
 〒202-8555
 東京都西東京市中町一丁目5番1号
 電話 042-464-1311(代表)